

第4章

地方分権化と村落自治

——タナ・トラジャ県における慣習復興の動きを中心として——

島上 宗子

はじめに

人が居住しているものだけでも3000以上もの島々からなるといわれるインドネシアは、言語、慣習・文化の異なる300以上の民族集団からなる多民族国家である。当然のことながら、人々の暮らしの基盤となる村落のかたちも多様である。アチェのガンボン (gampong)、タパヌリのフタ (huta)、西スマトラのナガリ (nagari)、パレンバンのマルガ (marga)、ジャワのデサ (desa)、ミナハサのマヌア (manua) など、村落を表す名称も、村落の組織・規模も、それぞれの地域の慣習・文化により大きく異なる。これらの地域により多様な村落をいかに統治・開発するのか、いかに行政村として近代行政の枠組みのなかに組み入れるのかは、オランダ植民地期から今日に至るまで、そのときどきの為政者の中心的な課題のひとつとなってきた。行政村のかたちを定めることは、まさに国是である「多様性のなかの統一」を象徴する国家課題だともいえる。多くの政策立案者・研究者をして、村落は「国家の要」(sendi negara)、「国家の柱」(tiang-tiang negara)、「国家の礎」(pondamen negara)、「国家の生存の源」(sumber kehidupan negara keseluruhannya) と言わせてきた所以でもある (Gie [1994: 295-296])。

スハルト退陣から約1年後にあたる1999年5月に制定された「地方行政に関する法律1999年第22号」(以下、1999年地方行政法)は、スハルト政権下で制定された「地方行政に関する法律1974年第5号」ならびに「デサ行政に関する法律1979年第5号」(以下、1979年デサ行政法)に取って代わるもので、第9章第93~111条において「行政村」(desa)について定めている⁽¹⁾。本章でみていくように、1999年地方行政法の定める「行政村」は1979年デサ行政法と180度異なる考え方にに基づき、全国の村々において抜本的な再編と改革が進行中である。しかし、この行政村の再編・改革・変化については、地方分権化に伴う中央=地方関係や地方政府の改革に集まるマスコミ、研究者、国際機関などの注目と比べ、十分な関心が払われてきたとはいえない。人々の生活に直接的な影響を及ぼし、また、前述の言葉を借りるならば、「国家の礎」に関わる改革であるにもかかわらず、驚くほどその実態は報告されていないのである⁽²⁾。

本章では、1999年地方行政法はいかに「行政村」を定め、いかなる再編・改革・変化が進行しているのかを、「慣習復興」(revitalisasi adat)をキーワードとした行政村再編が進む南スラウェシ州タナ・トラジャ県を事例として明らかにし、多民族国家インドネシアにおける国家と村落の関係について考察する材料を提供したい⁽³⁾。

以下、まず第1節では、インドネシア国家がこれまでいかに村落を定義づけ、行政村へと再編してきたのかを法的枠組みに着目しながら概観する。とくに行政村の全国的な画一化・標準化をすすめ、村落のかたちを一変させたといわれる1979年デサ行政法とそのインパクトについては第2節で詳述し、1999年地方行政法との違いを明らかにする。以上を踏まえたうえで第3節では、タナ・トラジャ県における慣習復興を軸とした行政村改革の過程と背景を明らかにし、第4節ではその過程で噴出した問題点を検討する。最後に、1999年地方行政法の制定に伴う行政村改革の展望として筆者が注目したい点を指摘し、おわりにかえたい。

第1節 村落政策の変遷：画一化か、多様化か

インドネシアにおける村落政策は、各地域の慣習に基づき多様な村落をいかに近代的な行政機構の枠組みに組み込むかをめぐり、慣習・文化を尊重し「固有性・多様性」を重視する方向性と、行政の効率化を目的として村落をできるかぎり「標準化・画一化」をする方向性の、二つの相反するベクトルの間でいかに折り合いをつけるか、を課題としてきたとよい。インドネシアの村落政策は、概念的にも実質的にも、植民地期に実施された村落政策、およびオランダ慣習法学者らによって精緻化された村落の概念を継承している側面が強いことから、ここでは植民地期の主要な法令・出来事を含め、簡単に整理しておきたい。

1. 植民地期の村落政策

オランダ領東インドの村落に対する植民地政庁による介入は、19世紀初頭、当時の植民地統治者であったオランダのダーネルス (Daendels) やイギリスのラッフルズ (Raffles) が、ジャワのデサを「発見」し、徴税や地方行政の末端組織として利用することを考えたときに始まるといわれる (加納 [1991: 17-18, 26])。以後、オランダの植民地官吏や慣習法学者らの手による調査・研究が実施され、地域により多様な構造・形態をもつインドネシアの村落は、「法共同体」(rechtsgemeenschap) として概念づけられる⁽⁴⁾。この法共同体の概念は、独立以降、今日に至るまでクサトゥアン・マシヤラカット・フクム (kesatuan masyarakat hukum。インドネシア語で「法・社会・統一体」の意、以下、「法共同体」とする) として村落を規定する法概念として継承されている。

植民地期の村落政策の集大成ともいえるのが、1906年、ジャワおよびマドゥラのオランダ直轄領を対象として制定された「原住民自治体令」(Inlandsche Gemeente-ordonnantie: IGO) と、1938年、ジャワ・マドゥラ以

外の直轄領を対象とした「外領・原住民自治体令」(Inlandsche Gemeente-ordonnantie Buitengewesten: IGO-B)である。ジャワにおける IGO 制定の意味を実証的に検討した岸 [1967: 40-43] によれば, IGO は, 慣習の尊重を名目としながらも, 実質的には対象領域内の慣習行政法のなかから最大公約数を求めたものであり, さらにオランダの自治体法の諸要素を導入することにより, それまでの共同体 (gemeenschap) 的村落をオランダの概念に基づく自治体 (gemeente) 的村落へと変容させるものだったとしている。IGO と IGO-B は方向性を同じくすることから, IGO-B のもとにあった地域においても状況はほぼ同じであったと考えられる。

このときオランダにより認知・形成された「自治体的村落」が, その後の「法共同体」の実体をなすものとなっただけではなく, IGO および IGO-B は日本軍政期さらには独立以降の村落政策の基礎となってきたといえる。独立後の村落をめぐる諸法令は実際には村レベルでの施行をみなかったものが多かったことから, 1979年デサ行政法が本格的に施行されるまで, 実質的には IGO, IGO-B が継承されつづけていた地域も少なくない。

2. 独立後の村落政策

インドネシア独立以降の村落政策の基盤となっているのは, 地方行政を定めた, 1945年憲法の第18条およびその条文解説にある次の規定である。

(1945年憲法第18条)

「インドネシアは大小の地方に分けられる。これらの大小の地方は, 国家行政機構における協議原則と, 特別な特徴をもつ地方 (daerah yang bersifat istimewa) に固有な権利 (hak-hak asal-usul) を考慮・尊重しながら, 法律によって定められた行政機構をもつ。」

(第18条条文解説 II)

「インドネシア国家の領域内には約250の自治領 (Zelfbesturende land-

schappen) と、ジャワやバリのデサ、ミナンカバウのナガリ、パレンバン
のドゥスンやマルガなどの村落共同体 (Volksgemeinschaften) がある。
これらの地方は固有の機構 (susunan asli) をもち、それが故に特別な特
徴をもつ地方と見なしうる。』

つまり、1945年憲法は、デサ、ナガリ、ドゥスン、マルガなど固有の機構
をもつ村落共同体を「特別な特徴をもつ地方」と見なし、その固有な権利を
尊重したうえで、地方政府を組織することを定めているのである。地域によ
り多様で固有な機構をもつ村落共同体は、国家行政機構を構築するうえで侵
してはならない、まさに「国家の礎」として位置づけられているといえる。

では、具体的に国家はいかに地方行政を、さらには村落を定めてきたのか。
独立後、インドネシアの地方行政について規定した主な法律は、(1)1945年地
方国民委員会設置法、(2)1948年地方政府基本法、(3)1950年東インドネシア国
地方行政法、(4)1957年地方行政基本法、(5)1965年地方行政基本法、(6)1965年
デサプラジャ法、(7)1974年地方行政基本法、(8)1979年デサ行政法、(9)1999年
地方行政法の九つである⁽⁵⁾。1957年地方行政基本法の制定に至るまで、現在の
インドネシア共和国の領域すべてに適用された法律はなく、それ以前は、
各地域の植民地化・脱植民地化の時期や形態により、異なる法令や地方政令
などにより定められていた。なかでも国家における村落の位置づけの変遷を
理解するうえで重要と思われる七つの法令について整理したのが表1である。

表1から読み取れるように、1979年デサ行政法（およびその対となる1974
年地方行政基本法）に至るまでは、地域により固有な機構をもつ村落を「法
共同体」もしくは「特別地方」(daerah istimewa) として尊重し、基礎とする
形で、第一級（州レベル）、第二級（県レベル）に続く「第三級地方自治体」
(daerah otonom tingkat III) としていくことが目指されていた。それが、1979
年デサ行政法によりインドネシアの村落政策は、次節で検討するように、村
落の「画一化」と「官僚制化」の方向に振り子が大きく振れていくのであ
る⁽⁶⁾。

表1 地方行政に関する主な法令と村落の位置づけ

	地方政府の種類	村の位置づけ
1 1948年地方行政基本法 (法律1948年第22号)	(1)州 (propinsi), (2)県 (kabupaten)・市(kota besar), (3)村 (desa)・町 (kota kecil) の3レベルからなる。各レベルで「地方」と「特別地方」を設置。	村を第3レベルの自治体に位置づける。村レベルにも「特別地方」を設置。
2 1957年地方行政基本法 (法律1957年第1号)	(1)第一級地方自治体, (2)第二級地方自治体, (3)第三級地方自治体の3レベルからなる。各レベルで「地方」と「特別地方」を設置。	第三級地方自治体は、デサ、クリア、ナガリなど慣習法共同体に基づき設置。
3 1965年地方行政基本法 (法律1965年第18号)	(1)第一級地方自治体(州・大市), (2)第二級地方自治体(県・中市), (3)第三級地方自治体(郡・小市)の3レベルからなる。	一つもしくは複数のデサが集まり、第三級自治体をつくることのできる。 ここでいうデサ(もしくは別名称でよばれる同レベルの地方)とは、1945年法憲法第18条の補足にある、内政処理権をもった法共同体である。
4 1965年第三級地方自治体設置促進のための移行形態としてのデサプラジャ設置法 (法律1965年第19号)	I. 第三級地方自治体設置のための移行形態として、全国の法共同体をデサプラジャとして整備する。 II. デサプラジャは、首長、議会 (Badan Musyawarah Desapraja)、役人、実行委員会、係員、審議会から構成される。議会の議員は首長にはなれない。 III. 首長は住民選挙により選ばれた候補者の中から、第一級地方自治体の長により任命される。8年を任期とする。	
5 1974年地方行政法 (法律1974年第5号)	地方政府 (Daerah) は、 (1)第一級地方自治体(州と重複), (2)第二級地方自治体(県・市と重複)の2レベルからなる。 地方機関 (Wilayah) としては、州、県・市、郡が設置される。	村に関する規定はなし。 1979年村落行政法にて別途定められる。
6 1979年デサ行政法 (法律1979年第5号)	I. 開発と行政のより広範で効率的な実施のため、村落の慣習に留意しつつ、可能な限り村落行政の位置づけを画一化する。全国の村を「デサ」として統一、整備。 II. デサは、デサ長とデサ評議会 (Lembaga Musyawarah Desa) からなる。デサ長はデサ評議会の議長を兼務。 III. デサ長は(上位政府による試験合格者の中から)住民選挙により選出され、県知事により任命される。8年を任期とする。	

	地方政府の種類	村の位置付け
1999年地方行政法 (法律1999年第22号)	自治権をもつ州, 県, 市の3種の地方 (Daerah) から構成される。州のみ, 地方機関 (Wilayah) を兼ねる。	<p>I. 村とは, デサもしくは他名称で呼ばれる法共同体をさす。法共同体のもつ慣習と固有な権利に基づいた自治を尊重。詳細は各地域の慣習に留意し, 県条例で定める。</p> <p>II. 村落行政は村長と村議会からなる。村長は村議会の議長・議員を兼務できない。</p> <p>III. 村長は住民選挙により選出され, 県知事の承認のもと, 就任する。任期は10年以内。</p>

(出所) Gie [1993] [1994], および各関連法令から筆者作成。

また, 1979年デサ行政法以前の各法は, 度重なる政体の変化などにより, 制定されながらも村落レベルではほとんど実施の日の目をみていない。つまり, 1979年デサ行政法の施行に至るまで, インドネシアの村落は理念的にも現実的にも, 基本的にその多様性が保持されていたといえることができる。

1979年デサ行政法は, 村落の全国的な画一化が実際に施行されたという意味で, それまでの法令とは比較にならない影響を与えた。次節では, 1979年デサ行政法のインパクトを検討したうえで, 1999年地方行政法による, 村落の「多様性」と「固有な自治」の尊重への振り子の揺りもどしをみていきたい。

第2節 1979年デサ行政法と1999年地方行政法

1. 1979年デサ行政法のインパクト：画一化と官僚制化

1979年デサ行政法は, ナガリ, マルガ, ガンボンなど地域により多様な名称とかたちをもつインドネシアの村落を「デサ」として名称統一し, 機構の

整備と画一化を図った法律である。1979年デサ行政法は、その制定の前提を次のように規定している。

「開発への住民参加をさらに動員し、より広範で効率的なデサ事務の運営を可能とするデサ行政の強化をはかるため、今なお実効する慣習の定めとデサの多様性を配慮したうえで、インドネシア統一国家の性格に基づき、デサ行政の地位を可能なかぎり画一化する。」(1979年デサ行政法、前文のb)

「今なお実効する慣習の定めとデサの多様性を配慮したうえで」との条件が付されているとはいえ、慣習の定めやデサの多様性を配慮する意図はなく、排除すべき「進歩の障害」と見なしていることは、1979年デサ行政法の総説解説4にある次の記述から明らかである。

「現在の村落行政の状態は、これまでに存在した村落を規定した法律、つまりジャワとマドゥラに適用された原住民自治体令 (Stbl. 1906 Nomor 83) とジャワとマドゥラ以外に適用された外領・原住民自治体令 (Stbl. 1938 Nomor 490 jo Stbl. 1938 Nomor 681) を継承した結果である。上記の法令は、村落行政を画一的に規定せず、社会がダイナミックな進歩の方向に成長することを十分促進しえなかった。その結果、現在ある村と村落行政は形態も特徴もいまだ多様であり、それぞれの地方で独自の特質をもち、住民の生活水準の向上を目的とした、集中的な育成や監督のしばしば障害となっている。

本法は、……村落行政の形態と機構の画一化 (penyeragaman) をめざすものである。」

以上のような方向性をもった1979年デサ行政法施行は、それまでのインドネシアの村落のかたちを大きく変えることとなった。そのインパクトとして次の3点を指摘しておきたい。

(1) 村落単位の大規模な再編

第1に、村落単位の大規模な再編である。表2はKato [1989]を参考に、州別にみた行政村数の推移である。1956年を起点に5年、13年、12年、14年

表2 州別行政村数の歴史的推移

州名	1956	1961	1974	1986	2000
アチェ特別州	568	572	708	5,567	5,596
北スマトラ州	2,517	2,573	5,729	5,643	5,335
西スマトラ州	} 1,252	561	625	3,563	2,176
リアウ州		637	725	1,103	1,468
ジャンビ州		119	101	1,220	1,161
南スマトラ州	} 575	824	429	2,432	2,972
ベンクル州		55	70	1,226	1,162
ランブン州		959	1,195	1,509	2,066
西ジャワ州	3,802	3,794	3,870	6,980	7,223
ジャカルタ特別区	140	137	224	236	265
中ジャワ州	8,492	8,538	8,462	8,411	8,543
ジョクジャカルタ特別州	407	554	556	556	438
東ジャワ州	8,206	8,162	8,331	8,357	8,452
西カリマンタン州	4,060	nav	4,993	4,690	1,433
中カリマンタン州	} 1,507	935	1,138	1,145	1,330
南カリマンタン州		602	676	2,369	2,230
東カリマンタン州	915	956	1,087	1,081	1,269
北スラウェシ州	} 7,144	1,021	1,143	1,273	1,526
中スラウェシ州		1,089	1,260	1,305	1,436
東南スラウェシ州		606	403	694	1,551
南スラウェシ州		3,422	1,165	1,209	3,123
バリ州	} 5,982	574	557	608	678
西ヌサトゥンガラ州		469	564	564	703
東ヌサトゥンガラ州		753	1,719	1,725	2,515
マルク州	1,671	1,522	1,767	1,833	1,569
イリアン・ジャヤ州	67	nav	2,634	897	2,861
東チモール州	nap	nap	nap	1,753	nav
インドネシア全体	47,305	39,434	50,101	67,949	69,081

(注) navは“data not available”, napは“not applicable due to political circumstances”を表す(Kato [1989: 89])。

(出所) 1956, 1961, 1974, 1986年はKato [1989: 90], 2000年は*Statistik Indonesia 2000*, より筆者作成。

の間隔をおいた数値であるが、それぞれ前の数値よりも2倍以上の増加（もしくは2分の1以下の減少）のみられたものは太字で示した。ここから明らかなのは、行政村数の推移には地域による偏差がかなりみられることである。つまり、スマトラのほとんどの州では主として1974年から1986年にかけて急増、ジャワでは西ジャワ州をのぞいて大きな変化はなく、カリマンタンでは西カリマンタン州で急減（1986年から2000年）がみられる一方、南カリマンタン州では急増（1974年から1986年）、スラウェシでは南スラウェシ州が急減（1961年から1974年）とともに急増（1986年から2000年）、といった具合である。地域別の人口推移と比較しても、この行政村数の推移は尋常ではなく、明らかに人為的である⁽⁷⁾。また、特筆すべき点は、財政基盤の強化と行政の効率化を目的に合併方向に向かうのが一般的であることとは裏腹に、1979年デサ行政法施行後、村の「分割」が急激に進んだ地域が多いことである。

Kato [1989] は1979年デサ行政法に関連した村落分割政策のインパクトを、リアウ州を事例に検討している⁽⁸⁾。加藤によれば、村落分割政策は同一州内でもその実施の度合いには地域差がみられ、民族構成が相対的に均質であり、慣習がなおも住民の生活に強い影響力をもつ州西部において、より顕著な分割がみられたという。加藤の調査村であるコト・ダラム村もそのひとつであり、村落分割政策の結果、人口2512人であった村（negeri）は、人口55人という極小村を含む、計七つのデサに分かれることになった。この極端なまでの村落分割状況を描いたうえで加藤は、この村落分割政策の主目的は、デサの数を増やすことに他ならず、その結果、ナガリと呼ばれる慣習共同体の社会的文化的結束の破壊をもたらした、と結論づけている。

この村落分割を促した要因としてあげられるのが、1969/1970年から1998/1999年度までの約30年間、毎年全国すべての行政村にそれぞれ一律額が中央政府から支給された「大統領訓令に基づく村落補助金」（通称：インプレス・デサ）プログラムである⁽⁹⁾。このプログラムによれば、人口55人の村も人口2500人の村も毎年同額の村落補助金を受け取ることになる。第3、4節で取り上げるタナ・トラジャ県での調査中、県内で起こった村落分割の理

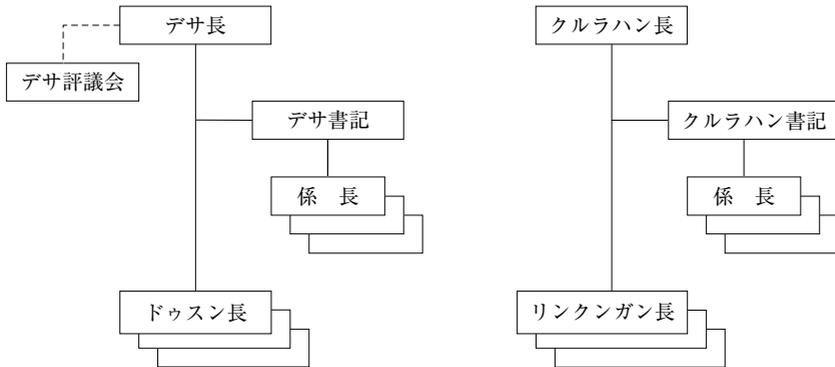
由として筆者が最も頻繁に耳にしたのが「インプレス・デサを受けるため」という説明である。加藤もこの点に言及し、インプレス・デサは「村人が苦い葉を飲みこみやすくするために被せられた甘いコーティング」であったと指摘している（Kato [1989: 102]）。しかし、それでもなお疑問として残るのは、なぜ村落分割が激しい地域とそうではない地域（ジャワなど）があり、さらには統合が進んだ地域（西カリマンタン州）があるのか、という点、そして、なぜ村落分割が実施される時期にズレがあるのか（スマトラでは主に1980年代、南スラウェシでは1990年代）、という点である。

行政運営上効率的とは思われない極小規模のデサが誕生していることから、村落分割を推し進めた政権側の理由は、おそらく行政上というよりも政治的な思惑が強いものと考えられるが、現在のところ、それを実証的に検討する情報は得られていない。現段階でいえることは、1979年デサ行政法は、村落単位という点では画一化というよりも、恣意的な分割を進める方向に機能したということである。換言すれば、1979年デサ行政法を成立させたスハルト政権は、かつて植民地統治者らが考え、独立後のインドネシア政府もそれを踏襲してきたように、地域ごとに固有な機構をもつ「法共同体」を統治や開発のために利用するのではなく、あえて法共同体の結束を弱体化させ、補助金政策により中央政府に依存させることで統治しようと考えたのではないかとみることができる。

（2）村落行政機構の画一化

第2のインパクトとして指摘できるのは、村落行政機構・形態・業務などの画一化である。全国どのデサにも、図1のようなデサ行政機構が一様に整備され、それぞれの業務・選出方法などが詳細にわたって中央政府により規定された。1979年デサ行政法の制定後、無数の政令、内務大臣令、内務大臣決定、内務大臣訓令などが出され、デサ役場に常備すべき業務録の種類と形態から、デサ長・デサ役人らの制服、デサ役場の看板やデサ長の印章のモデルにいたるまで事細かに規定されたのである。州政府・県政府はただこれら

図1 1979年デサ行政法に基づくデサ／クルラハン行政機構



係長は、最低3名（行政、開発、総務）、最高5名（行政、開発、総務、住民福祉、財政）を置く。

係長は、最低3名（行政、経済開発、財政総務）、最高5名（行政、経済開発、住民福祉、財政、総務）を置く。全員が公務員。

（出所）1980年内務大臣令第2号および第44号より筆者作成。

中央政府からの法令の文言を繰り返す州令・県令を制定し、州知事・県知事決定を発令するのみで、全国どこにいても同じ機構をもったデサ行政が誕生した⁽¹⁰⁾。

(3) 村落行政の「官僚制化」

第3に、村落行政の「官僚制化」(bureaucratization)である。1979年デサ行政法は、デサを次のように規定している。

「デサは、そのなかに法共同体を含む社会単位として、住民が居住する地域 (wilayah) であり、郡長の直接下に位置する最末端の行政組織をもち、インドネシア統一国家との関係のなかで内政を実施する権利をもつ。」(1979年デサ行政法第1条a項)

「内政を実施する権利」(berhak untuk menyelenggarakan rumah tangganya sendiri) はオランダ時代からの「自治」の概念の遺産ともいわれる「内政

を統治し処理する権利」(hak untuk mengatur dan mengurus rumah tangganya sendiri)に近い表現ではあるが、自治権に相当する「内政処理権」とは微妙に区別され、「郡長の直接下に位置する最末端の行政組織」と位置づけられている(傍点引用者)¹¹⁾。

1979年デサ行政法に基づき発令された1981年内務大臣令第6号により、デサ長は、県でのスクリーニングに合格した者のなかから、住民による直接選挙により選出され、州知事の名のもと、県知事により任命されることとなった¹²⁾。デサ長の任命・罷免権をもつのも上位官僚(pejabat yang berwenang)であり、デサ長はその職務の遂行において上位官僚に対し責任を負う。デサ長は住民選挙により選出されるとはいえ、明らかに「官吏」化したといえることができる。

デサ内には議会的な役割を果たす機関としてデサ評議会(Lembaga Musyawarah Desa: LMD)が設置されたが、いわゆる行政と立法の分離はなく、LMDの議長はデサ長が自動的に兼務し、デサ書記、ドゥスン長らも自動的にメンバーを兼務する。残りの数名のメンバーは住民から選ばれるが、デサ長がデサ内のリーダーを集め、「協議と全員一致による合意により」(dimusyawarahkan/dimufatkan)選出する。デサ長は、デサの予算を作成する際や「デサ決定」(Keputusan Desa)を発令する際にLMDの合意が必要であるが、以上のような構成では、LMDにデサ行政の執行をチェックしコントロールする機能は望みがたいことは明らかである。

LMDのほかに、スハルト政権期には、デサの開発の計画と実施にあたる組織としてデサ社会強靱性委員会(Lembaga Ketahanan Masyarakat Desa: LKMD)¹³⁾や、婦人会(Pembinaan Kesejahteraan Keluarga: PKK)、青年団(Karang Taruna)など、さまざまな官製組織がデサ内で組織化されたが、いずれの組織においても、デサ長はその長を自動的に兼務するものとされ、デサ内の権限はすべてデサ長に集中する体制が作られていった¹⁴⁾。その一方で、デサ長に、上位官僚に対して責任を負うことを義務づけることで、デサはまさに「内政を実施する権利」をもちながらも「郡長の下に位置する国家機構の最

末端の行政組織」として位置づけられたといえる。

この「官僚制化」の方向性は、1979年デサ行政法がデサとともに設置を定めたクルラハン (Kelurahan) の性格により明確に現れている。クルラハンは、「首都、州都、県都、市、行政市、および内務大臣令によって定められるその他の町」において設置が定められた、デサと同格の行政単位である。デサと同様「住民が居住する地域であり、郡長の直接下に位置する最末端の行政組織をもつ」が、デサとは異なり「内政を実施する権利をもたない」と規定されている。クルラハンはさらにリンクガン (Lingkungan) に分けられ、クルラハン長、リンクガン長、書記、係長などの役職が置かれるが(図1)、彼らは全員、県知事もしくは市長により任命される「公務員」である。当然のことながら、県知事／市長に対し責任を負い、県／市政府から給与の支給を受ける。クルラハンには、LMD もなく、財政権ももたない。つまり、クルラハン是国家行政機構のヒエラルキーの末端に位置づけられた完全なる行政組織である。

1979年デサ行政法の国会での審議段階で最も問題となったのが、デサ長の地位の問題であり、内務省は当初、デサ長およびデサ役人全員を「公務員」化したいと考えていたという (Schulte Nordholt [1987: 59], Kato [1989: 109], Warren [1990])。つまり、クルラハン・モデルの全国的な適用である。しかし、財政的な理由から現実のものとはならず、農村部ではデサ、都市部ではクルラハンとして法制化される¹⁵⁾。

クルラハンの設立・分立・合併・解消を定めた1980年内務大臣令第2号によれば、クルラハンの主たる設置条件は「人口2500人もしくは500世帯以上、2万人もしくは4000世帯以下」となっている¹⁶⁾。つまり、首都、州都、県都、市以外でも、条件さえ満たせば、クルラハンが設置できるわけであり、クルラハンの数は以後、年々増加の一途をたどる。先にみた村落の分割政策同様、クルラハンの設置はきわめて恣意的・政治的に行われたようである。次節で検討するタナ・トラジャ県では県の中心だけではなく、どこからみても「町」の要素が感じられない農村部でも、郡役場所在地周辺はクルラハンとなって

いるケースが多々みられる。いうまでもなく、人口規模はもとより他の設置条件も全く満たされていない。クルラハンの設置に関しても、ジャワ島外とジャワ島内ではその実施状況に大きな違いがみられ、たとえばジャワ島のジョグジャカルタ特別州では、ジョグジャカルタ市に近接し、都市化がきわめて進んだ地域でさえも現在に至るまで「デサ」とされ、州内の4県にはひとつもクルラハンは存在していない。

さらに興味深いのは、クルラハンの設置を定めた内務大臣令が出された10カ月「後」にデサの設立・分立・合併・解消に関する内務大臣令1981年第4号が出され、デサの設置条件のひとつである人口規模を、クルラハン同様「2500人もしくは500世帯以上」と定めていることである。この条件設定の意図が何であったかは確認できていないが、デサのクルラハン化を推進しやすくするためではなかったかと推測することもできる。

いずれにせよ、クルラハンとデサの実際の設置状況は地域的な差異が大きく、きわめて恣意的・政治的に行われていること、そして、その全体としての意図は村落行政の「官僚制化」にあったことは確かであろう。

2. 1999年地方行政法による改革：多様化と民主化

スハルト退陣後約1年が経過した1999年5月に制定された1999年地方行政法は、1979年デサ行政法から180度方向転換する内容となった。村落の「画一化」から「多様性の尊重」へと大きく振り子が振り戻されたのである。1999年地方行政法は、その制定の前提を次のように規定している。

「村落行政の名称、形態、機構、位置づけを画一化した1979年デサ行政法は1945年憲法の精神に適合しないものであり、特別な特徴をもつ地方に固有な権利を認知・尊重する必要があることから、変更される必要がある。」(1999年地方行政法、前文のe)

「改革」の旗印のもと、スハルト政権に制定された法令の多くが廃止・改

定となったが、「1945年憲法の精神に適合しない」と規定された法令は筆者の知るかぎり、1979年デサ行政法を除き、例をみない。1999年地方行政法において、村落行政を規定する基本的な考え方は「多様性、参加、固有の自治 (otonomi asli)、民主化、住民のエンパワーメント (pemberdayaan)」(1999年地方行政法、総説解説9(1))であるとされ、村落は次のように定義される。

「以下デサと言及する、デサもしくは他名称で呼ばれる<村落>は、国家行政機構のなかで認知される固有性と慣習 (asal-usul dan adat istiadat) に基づき、住民の権益を統治し処理する (mengatur dan mengurus kepentingan masyarakat setempat) 権限をもつ法共同体である。」(1999年地方行政法第1条o.)

再び、村落を「法共同体」として位置づけ、その固有性と慣習を尊重する、という方向性が示されたのである。ただし、1999年地方行政法は、かつてのように村落を「第三級地方自治体」として組み込もうとする意図はみられない。組み込むのではなく、州・県・市がもつ「地方自治」と村落がもつ「固有の自治」を区別して位置づけようとするものだといえる。1999年地方行政法によれば、地方自治は「法令の定めに従って、住民の要望に基づき、住民の権益を統治し処理するための地方自治体の権限」と規定される一方、村落自治は「固有性と慣習に基づき、住民の権益を統治し処理する権限」となる。ヤンド・ザカリアらの表現を借りれば、州・県・市は国家から「付与された権限」(hak berian)をもつのにに対し、後者はそれぞれの地域に固有な「生来の権限」(hak bawaan)をもつ、ということである(Zakaria et al. [2001: 52])。また、「第一級」「第二級」などヒエラルキカルなニュアンスをもつ表現が廃止され、各自治体が自治体としては対等な立場にあると位置づけられたことも特筆すべき点である。

180度の転換をみせた、1979年デサ行政法と1999年地方行政法の定める行政村の違いは表3のように整理できる。とくに注目すべき改革のポイントは次の3点である。

表3 1979年デサ行政法と1999年地方行政法に基づく行政村の基本的相違

	1979年デサ行政法	1999年地方行政法
村の名称	農村部はデサ（都市部はクルラハン）と全国的に統一	各地域の慣習と地域状況に応じて、県令で定める。（クルラハンは別途第67条で規定。詳細は県令で定められる。）
位置づけ	内政実施権をもつが、郡長の下に位置する最末端の行政組織	自治をもち、独立した法共同体
規模	最低2500人もしくは500世帯（1981年内務大臣令第4号による）	最低1500人もしくは300世帯（1999年内務大臣決定第44号による）
機構	デサ政府は、デサ長とデサ評議会（LMD）からなる。デサ政府はデサ役人によって補佐される。	村行政は、村政府と村議会（BPD もしくは他名称）からなる。村政府は村長と村役人からなる。
議会	なし。LMDがあるのみ。 デサ長はLMDの議長を、デサ書記はLMD書記を、集落長全員はLMDメンバーを自動的に兼務する。残りのメンバーは、デサ長がデサ内のリーダーたちと協議の末、決定する。	村議会が設置される。 村長および村役人はBPDメンバーを兼務することができない。 メンバーは住民の中から住民により選出される。
村長の選出方法	県政府による試験選抜の後、住民選挙により選出、県知事により任命される（diangkat）。	住民選挙により選出された結果を、村議会が可決。県知事の承認の下、就任する（dilantik）。
村長の責任	郡長を通じて上位政府に責任を負う。	村議会を通じて住民に責任を負う。
村の法令	デサ長は、LMDにおける協議と合意形成を経て「デサ決定」を制定。郡長による承認（pengesahan）が必要。	村議会は、村長とともに村令を制定。県知事の承認は必要ない。
村の収入	村有地、住民の自助・相互扶助、村の事業収入、上位政府からの寄付や補助、など。	1979年デサ行政法に規定された収入に加え、村は借入を行うことができるようになる。
上位政府との関係など	1) 郡長の下に位置づけられた最下位の行政組織。郡長を通じて上位政府に行政の執行について責任を負う。	1) 必要とされる予算・設備・人材を伴わない上位政府からの支援業務を、村は拒否することができる。 2) 県政府や第三者が村の領域内で開発行為を計画する場合は、その計画・実施・モニタリングの過程に村政府と村議会を参加させる義務をもつ。

第1に、行政村の多様化である。1979年デサ行政法のもとでデサは、中央政府により詳細にわたるまで規定されていたが、1999年地方行政法のもとでは、中央政府は「一般手引」(pedoman umum)を提示するのみで、その詳細は県令によって定められることとなった。県令制定に際しては、「各地域の慣習と実情を考慮することが義務」(1999年地方行政法第111条(2))づけられ、多様性が認められることとなったのである。1999年地方行政法制定の4カ月後にあたる1999年9月には、1979年デサ行政法に基づき制定されていた24の内務大臣令、10の内務大臣決定、13の内務大臣訓令を無効とする内務大臣令1999年第4号が出される。また同日、(1)デサとクルラハンの用語調整に関する実施規則(Petunjuk Pelaksanaan)、(2)デサの規定に関する一般手引(Pedoman Umum)、(3)クルラハンの規定に関する一般手引、をそれぞれ定めた三つの内務大臣決定第63、64、65号が出される。とくにデサの規定に関する一般手引(内務大臣決定1999年第64号)は9章73条からなり、村の人口規模(1500人もしくは300世帯以上)や村長の条件、村議会の人数などかなり詳細にわたる規定が含まれている。1999年地方行政法の定める「多様性」や「固有の自治」の考え方になじむとはいえない詳細なる「手引」だといえる⁴⁷⁾。いずれにせよ、県政府は、中央政府からのこれらの実施規則と一般手引を参照しながらも、それぞれの地域の慣習や実情を考慮した県令を制定しなければならなくなったのである。

第2に、行政村の民主化である。LMDにかわり村議会(Badan Perwakilan Desa: BPDもしくは他名称)の設置が定められ、村レベルで立法府と行政府の分離が図られたのである。すでに述べたように、1979年デサ行政法のもとでは、デサ内にデサ行政の執行をチェックしコントロールする機関はなく、デサ内のすべての権限はデサ長に集中する体制が作られていた。これに対し、1999年地方行政法においては、村長・村役人は村議会議員を兼務できなくなり、議員はすべて住民のなかから住民により選出されることとなった。村議会は、(1)慣習の保持、(2)村令の制定、(3)村行政の執行状況の監督、(4)住民の声の代表、の四つの機能をもつとともに、村長の解任を県知事に提案する権

限をもつこととなった。立法と行政の分離に基づく近代的民主主義の原則が村に導入された、ということができる。

第3に、「村落自治」の認知である。1979年デサ行政法において「郡の下に位置する最下位の行政組織」として位置づけられたデサは、1999年地方行政法においては「固有性と慣習に基づき、住民の権益を統治し処理する権限をもつ法共同体」と規定されることとなった。村長は、もはや上位官僚ではなく村議会を通じて住民に対し責任を負い、県知事には職務遂行に関して「報告」するのみとなった。また、村は村令を制定する権利をもち、村令制定には県知事の承認は必要ないものとされた。村長選挙の前に実施されていた上位政府によるスクリーニングもなくなり、村長は住民選挙により選出された後、県知事の承認のもと、就任する（*dilantik*）こととなった。財政的には村は借入れができることとなった。

以上のように、1999年地方行政法は、1979年デサ行政法とはうってかわり、行政村の「多様化」、「民主化」、そして「村落自治」の確立をめざす方向へ180度の方向転換を図るものとなった。このような抜本的な方向転換が地方・村レベルでいかに展開しているのか、以下、「慣習復興」をキーワードとして、全国でもとくに大規模な再編が進行しているタナ・トラジャ県を事例として具体的にみていきたい。

第3節 タナ・トラジャ県における行政村再編

1. タナ・トラジャ県の概況

(1) 概況

タナ・トラジャ県は南スラウェシ州を構成する22県（Kabupaten）2市（Kota）の一県である。州都であり、スラウェシ島の南端部に位置するマカッサル市から300キロメートルほど北上した、海拔800～1600メートルの内陸

山間地域にある。大規模な死者儀礼と、反りがあがった屋根と細かい彫刻の施された壁が特徴的な高床式の慣習家屋で知られる。近年の経済危機と政情不安により、その数は急減してはいるものの、国内外から年間10万人弱の観光客が訪れるインドネシア有数の観光地である。州都マカッサルから県都であるマカレ、および県の商業の中心であるランテパオ付近までは比較的よく整備された舗装道路が続き、マカッサルから車で約6時間も走ると県の中心部に着く(図2)。

県の人口は2000年段階で約39万4000人、面積は約3206平方キロメートルである(Badan Pusat Statistik Kabupaten Tana Toraja [2001: 17])。県内の住民のほとんどは、トラジャと呼ばれる民族である。トラジャは、ブギス語で「山(上)の人々」を意味する「ト・リ・アジャ」(to-ri-aja)、あるいは「西の人々」を意味する「トラアジャン」(torajang)に由来するといわれ、タナ・

図2 タナ・トラジャ県の位置



(出所) 筆者作成。

トラジャの東方に位置する港町パロポ周辺に居住するブギス人である「ルウ人」(To Luwu', 「海の人」の意)が西方の山地に住む人々を指して呼んだ他称である(Nooy-Palm [1979: 6])。アルック・トドロと呼ばれる伝統宗教を信奉してきたが、1913年にオランダのプロテスタント系宣教師がランテパオに派遣されて以来、キリスト教化が進み、現在では県人口の8割以上がプロテスタントもしくはカトリックとして登録されている。

トラジャが他称であったことが示すように、トラジャとしてのアイデンティティは、歴史のなかで形成されてきたものにほかならない。現在タナ・トラジャ(「トラジャの地」の意)と呼ばれる地域には、かつては大小さまざまな村(もしくは首長国)が政治的統合をみないまま存在していた。それがひとつのまとまり意識をもつきっかけとなったのは、17世紀後半、ポネ王国による攻撃に際し、首長たちが結集し「月のように丸い盟約」(basse lepongan bulan)を交わし、「夢をひとつにする者たち」(To pada tindo)として一丸となって抗戦したことによる、と今もトラジャの慣習リーダーらは語る。このまとまり意識がさらに具体的に「トラジャ」として認識されるのは20世紀に入ってからのことであり、それまで人々はそれぞれの村の名称をとり、「パオ人」(To Pao), 「ランダナン人」(To Randanan)と自称していたという(Bigalke [1981: 14])。

政治的統合がなかっただけではなく、山下が述べているように、トラジャ社会は文化的基底を共有しながらも、社会構成の面では地域によってかなりの偏差を示す。大枠の目安として、南部、北部、西部の3地域では表4のような違いがみられる(山下 [1988: 19-22])。表4が示すように、トラジャ社会は地域により階層化の度合いは異なるが、出自に基づいた身分制社会であり、現在にいたるまで、この身分差は人々に強く意識されている¹⁸⁾。慣習の定めも南部、北部、西部ではかなりの違いがみられる¹⁹⁾。

人々の社会生活のなかで最も基本となり、重要な役割を果たしていると考えられる社会組織は、トンコナン(tongkonan)と呼ばれる慣習家屋に連なる親族集団である。トンコナンは現在トラジャの観光資源のひとつとなってい

表4 トラジャの社会構成の地域的偏差

地域	南部	北部	西部
首長の呼称	プアン (puang)	シアンベ (siambe')	マディカ (ma' dika)
社会階層	①プアン (王族) ②マディカ (貴族) ③ト・マカカ (平民) ④カウナン (奴隷)	①ト・マカカ ②カウナン	①マディカ ②ト・マカカ ③カウナン
相当する主な現在の郡	マカレ, サンガラ, メンケンデック	リンディングガロ, サダン・バルス, セセアン, トンドン・ナンガラ, ランテパオ, ランテタヨ, サンガラング, ブンタオ・ランテプア	ビットウアン, サルブッティ, ボンガカラデン, シンブアン

(出所) 山下 [1988: 19-21] などから筆者作成。

る船形屋根をもった慣習家屋をさすが、すべての慣習家屋がトンコナンと呼ばれるわけではなく、トンコナンは親族の系譜の最初に位置する祖先が設立したものに限られる。トンコナンは創設者の身分や功績によってランクづけられ、社会における機能も異なってくる。一人のトラジャ人は父方、母方の系譜を遡ることによって、いくつかのトンコナンに属することとなる。どこのトンコナンに連なる人間であるかによって、トラジャ社会での地位が決まってくるといつてよい。

トンコナンを超える社会組織は多様であり地域差を示す。サロアン (saroan), メロッ (merok), ブア (bua'), プナニアン (penanian), トンドック (tondok), レンバン (lembang) などがあるが、地域により、その使われ方や構造は微妙に異なる⁹⁾。トラジャ全域に統一された名称や構造はみられない。

(2) 行政村形成・再編の歴史

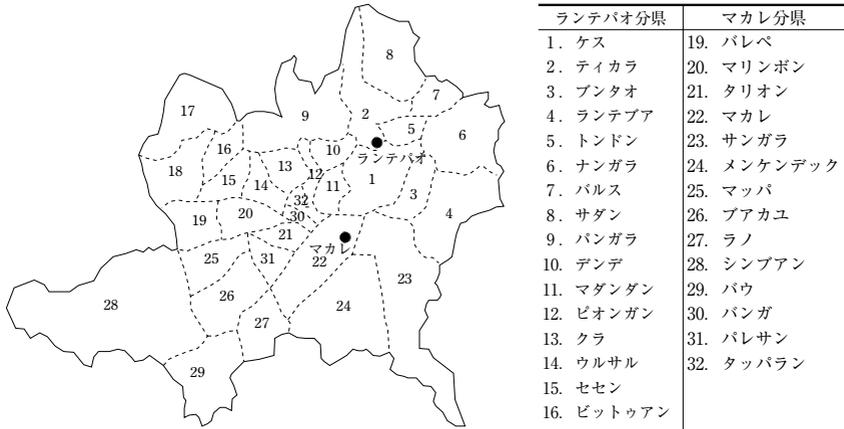
以上のような地域的偏差を示すトラジャ社会に、統一的な行政的介入がなされるのは、1906年のオランダ軍侵攻後のことである。オランダ軍侵攻当時、トラジャは大小さまざまな勢力圏をもつ首長たちが互いに争いあう内戦状態

にあった (Tangdilintin [1975: 41])。当時トラジャは東南アジアでよく見られるように「人」(トラジャの場合は家の系譜)を中心とした支配であり、「領域支配」の観念は希薄であった。オランダによる植民地化は、そんなトラジャに領域を基盤とした支配の制度を持ち込んだのである。オランダはトラジャにアンボン人の系譜作成者を送り、各地域でどの家系が尊敬され、恐れられ、豊かで、権力をもっているかを調査し、土着の首長の勢力圏を確定していった (Volkman [1985: 26-28], Bigalke [1981: 117-126])。それらの土着の首長とその勢力圏を基本的には尊重する形で、全体で32のディストリクト (district) が設定され、ディストリクトの下にはカンブン (kampung) が置かれた (図3)。この新しい制度を地元になじませるため、オランダはディストリクトをレンバン、ブアといった地域固有の名称でも呼んでいたようである²⁰⁾。

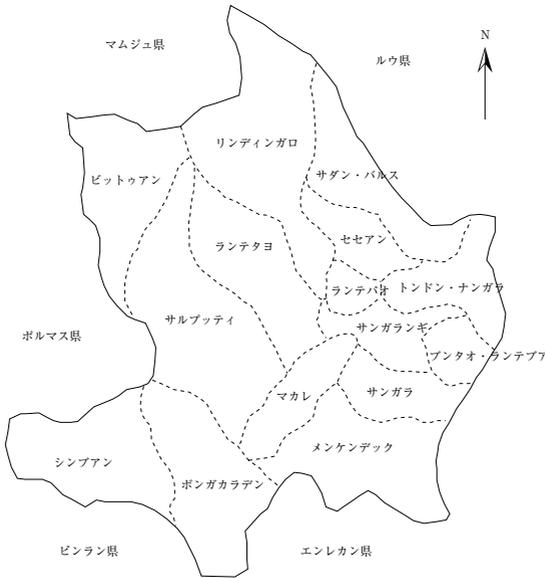
これらの32のディストリクトは、1925年には、北部18ディストリクトからなるランテパオ分県 (onderafdeeling) と南部14ディストリクトからなるマカレ分県にまとめられ、パロボを県都とするルウ県 (afdeeling Luwu) の下に組み込まれ、さらにマカッサルを州都とするセレベス総督 (gouverneur) の管轄下に置かれた (Kab. Tana Toraja [2001])。以後、トラジャはいくたびか政体もしくは行政機構の変化を経験するが、行政村の再編との関連で重要なものは表5に整理したいくつかの変化である。

なかでもとくに重要だと思われるのは、1965年の南スラウェシ州知事決定とそれに引き続く1967年のタナ・トラジャ県知事決定に基づき導入されたデサ・ガヤ・バル (Desa Gaya Baru, 「新型デサ」の意) の制度と、1979年デサ行政法施行に伴うデサ／クルラハン制度の導入である。表5に明らかのように、ディストリクト (および郡) とカンブンの中間的組織としてデサ・ガヤ・バルが導入され、このデサ・ガヤ・バルを土台して1979年デサ行政法に基づくデサ／クルラハン制度へと移行していることがわかる。1968年から1969年にかけて県南部で調査を実施したクリスタルによれば、9月30日事件後の政情不安のため、デサ・ガヤ・バルの導入は遅れ、1968年11月ごろから、人口センサスと新しい村境の確定が行われ、村長選挙が実施されたという (Crystal

図3 オランダ植民地期の32ディストリクトと現在の郡



(出所) Nooy-Palm [1979: 5], Kabupaten Tana Toraja [2001] から筆者作成。



(出所) Badan Pusat Statistik [2001]。

表5 タナ・トラジャにおける行政村再編に関わる法令

	再編の契機			
1925		32 District		410 kampung
1952	臨時政府 (Pemerintah Darurat) の解散	15 District		133 kampung
1961	南スラウェシ州知事決定により、ディストリクト制から郡制に	9 Kecamatan		135 kampung
1967	南スラウェシ州知事決定第450 / XII / 1965とタナ・トラジャ県知事決定第152/SP/1967により、デサ・ガヤ・バルの設置	9 Kecamatan	65 Desa Gaya Baru	180 kampung
1980年代以降	1979年デサ行政法の施行にともない、デサ・ガヤ・バルはデサとクルラハンに。カンブンはドゥスンとリンクンガンに。	9 Kecamatan	45 Desa 20 Kelurahan 以後、分立を繰り返す。	Dusun/Lingkungan (数は不明)
2000	タナ・トラジャ県令により、15郡とする。	15 Kecamatan		
2001	タナ・トラジャ県令(2001年第2号)により、デサをレンバン、ドゥスンとカンブンに変更。	15 Kecamatan	238 Lembang 52 Kelurahan	576 Kampung 135 Lingkungan
2002	タナ・トラジャ県令(2002年第1号)により、レンバンとクルラハンの合併再編。	15 Kecamatan	114 Lembang 27 Kelurahan	422 Kampung n.a. Lingkungan

(注) 2001年段階のレンバン／クルラハン数には、Kabupaten Tana Toraja [2001] とタナ・トラジャ県令2002年第1号付表との間で相違がみられるが、ここでは前者に従った。

(出所) Kabupaten Tana Toraja [2001], タナ・トラジャ県令2002年第1号から筆者作成。

[1974: 134]。当時のトラジャを描いた民族誌を参照するがぎり、新しく設置された65のデサ・ガヤ・バルは「レンバン」と呼ばれていたようである (Crystal [1974: 131], Nooy-Palm [1979: 3])²²⁾。その後、1979年デサ行政法施行に至るまで行政村数に変化はなく、デサ行政法施行以降、デサ／クルラハン

は分立を繰り返し、2001年4月の段階でデサ数は238、クルラハン数は52にまで膨れ上がっていた。タナ・トラジャ県における「レンバン」復興に向けての再編は、後でみていくように、デサの名称をレンバンに、ドゥッソンの名称をカンブンに変更することからまず実施に移されていったのである。

2. 「レンバン」復興のプロセス

(1) 「レンバン行政に関する県令」制定過程

1999年地方行政法の制定から2年弱が経った2001年4月、タナ・トラジャ県は「レンバン行政に関する県令」（県令2001年第2号）を制定した。1979年デサ行政法により導入された「デサ」に替わり、トラジャの慣習に基づく「レンバン行政」を復興させよう、というものである。1999年地方行政法の謳う、「固有な権利の認知と尊重」に沿った動きで、タナ・トラジャ県のほかにも、西スマトラ州内全県におけるナガリ、ナングロ・アチェ・ダルサラーム州におけるガンボン、西カリマンタン州サンガウ県におけるカンブンなど、いくつかの県で固有・独自の名称を掲げた村落単位を定める動きがみられる²³。しかし、現在のところ全体としてみれば「デサ」をそのまま使用している県が圧倒的に多く、南スラウェシ州では、タナ・トラジャ県を除く他の21県で「デサ」がそのまま使用されている。

タナ・トラジャ県においても、当初、2000年5月に県政府側が県議会に提出した県令案は「デサ」の名称を使ったもので、デサ行政機構に関するもの、デサ議会に関するものなど、全国の多くの県でみられるように、13種の県令案から成り立っていた。これはいずれかの法令に定められているわけではなく、内務省からの「指導・育成」（pembinaan）によるものだと考えられる。実際、南スラウェシ州では、州の分散育成局（Biro Bina Dekonsentrasi）村落自治育成課長は内務省からの指導をうけ、州内全県の村落行政担当課長を集めて行った連絡会議において、村落行政に関連して13種の県令を制定することを推奨する文書を配布している。スハルト政権期の「トップ・ダウン」型

の行政を誰もが批判し、「ボトム・アップ」が中央・地方の政府関係者の間で行政のキーワードとして頻出していたが、調査期間中、「育成」や「ソシアリサシ」(sosialisasi。政策の説明会・公聴会といったニュアンスで使用される)の名のもと、トップ・ダウン的慣行がみられたことも事実である。地方政府あるいは村落政府関係者へのインタビューのなかでも、「上からの指示を待っている」、「上からの指示がまだない」といった表現を耳にすることが多かった。

以上のような状況下、「レンバン復興」に向けて県が動きはじめるのは、2000年6月、県議会内に、県政府からの県令案を検討する特別委員会(以下、特別委)が組織され、特別委での協議・検討の過程で「レンバン」の名称が浮上したことにある。特別委の委員長を務めていたバタラ(闘争民主党、70歳代、男性)の話では²⁰⁾、9名から構成された特別委は2000年8月、三つのチームに分かれ、それぞれ県の西部・南部・北部の各郡をまわり、郡役場で郡長、郡内のデサ長、慣習リーダーらと県令案に関する意見交換会を開催する。この過程で、地域固有の名称の使用が提案されたのだという。その後、特別委での検討・協議を経て、2001年1月24日、特別委による県令修正案が県議会本会議で報告される。特別委による修正の主なポイントは、(1)13種からなる県令案を一つの県令としてまとめること、(2)県令の名称を「レンバン、ブア、プナニアン行政に関する県令」とすること、の2点である。行政村の名称としてトラジャに固有な名称が並列されるとともに一つの県令案にとりまとめられたが、内容的には13種の県令案がコンパクトにまとめられたもので、大きな変更点はなかった。

この特別委による県令修正案をうけ、2001年2月20日から3月6日にかけて県議会の委員会合同会議(Rapat Gabungan Komisi)でさらに協議・検討が行われ、特別委による県令修正案にさらなる修正が加えられた。2001年4月11日、委員会合同会議による県令修正案が県議会本会議により読み上げられたが、特筆すべき修正のポイントは次の2点、つまり、(1)レンバン、ブア、プナニアンをレンバンに統一すること、(2)レンバンの人口規模を最低1500人

300世帯から2500人500世帯とすること，である。

委員会合同協議によるこれらの修正を促したひとつの背景として特記すべきことは，2001年1月31日から2月3日にかけての4日間，県議会議員全員を対象として開催された「地方自治に向けた議員強化ワークショップ」である。このワークショップは，地元NGOのひとつである郷土保全フォーラム（Wahana Lestari Persada: WALDA）が全国規模のNGOネットワークである土地改革コンソーシアム（Konsorsium Pembaruan Agraria: KPA）に参与していたNGOやNGO活動家などと連携し，アメリカ国際開発庁（USAID）からの助成をうけて開催したものである²⁹。県内の高級ホテル「サヒッド」を会場としたことから，関係者からは「サヒッド会議」と呼ばれている。「サヒッド会議」では，地方財政，議会の役割などに加え，慣習を尊重した村落行政のあり方がかなりの時間をさいて議論された。このなかで，レンバンの歴史を踏まえるとレンバンの規模はデサよりも大きいものであることが確認され，2500人または500世帯という基準が浮上してきたのである。

委員会合同協議の修正案は，各会派の最終答弁の後，「レンバン行政に関する県令」として2001年4月11日，県議会において可決される。以後，県令に基づいた再編が次々と実施されていくのである。

(2) 県令の実施過程

2001年4月の県令制定後，まず，郡ごとにデサ長らが集められ，県令のソシアリサシが行われるとともに，その当時存在していたデサはレンバン，ドゥッスはカンブンへと自動的に改称された。いくつかのレンバンでは，県令に基づく形でLMDに代わりレンバン議会（Badan Perwakilan Lembang）が結成された。

その後8月に入って，レンバンの合併に関する協議が郡長のファシリテーションのもと，次々と開始される。ファシリテーションのプロセスは郡長の裁量に任せられ，郡内のレンバン長すべてを郡役場に集めて合併協議と調印を進めた郡や，郡長が合併に適合しそうだと考えたレンバンのレンバン長だけ

を個々に集めた郡など、さまざまである。合併の規準は後述するように、慣習単位というよりも県令に規定された人口規模が強調される傾向にあった。合併の遅れている郡の郡長は県政府に呼び出されるなど、合併を速やかに進めることは当時の各郡長にとって至上課題となっていたようである。

2002年1月には「レンバンおよびクルラハンの設立・解散・合併に関する県令」(以下、合併令)が制定され、その付表に、合併調印したレンバンおよびクルラハン名があげられている。このレンバン合併令により、合併令制定以前に存在した288のレンバン・クルラハン(前者253, 後者35)は、合併によって141(前者114, 後者27)へ減少した(表6)。この141のうち11レンバンは、合併令制定までに調印に至らず、「保留」(ditangguhkan)と記されている。

この大規模なレンバンの合併後、2002年2月には合併後の新レンバンでレ

表6 合併によるレンバン数の変化

郡名	合併前			合併後		
	レンバン数	クルラハン数	計	レンバン数 ¹⁾	クルラハン数	計
リンディンガロ	33	0	33	16	0	16
サダン・バルス	14	0	14	6	0	6
セセアン	17	2	19	10	0	10
トンドン・ナンガラ	14	0	14	9	0	9
ランテパオ	6	15	21	0	15	15
ランテタヨ	20	0	20	11	0	11
サンガランギ	14	1	15	8	0	8
ブントオ・ランテプア	12	0	12	4	0	4
ビットウアン	15	0	15	6	0	6
サルプッティ	24	4	28	10	0	10
ボンガカラデン	11	0	11	5	0	5
シンブアン	13	0	13	6	0	6
マカレ	19	10	29	2	12	14
サンガラ	16	0	16	6	0	6
メンケンデック	25	3	28	15	0	15
計	253	35	288	114	27	141

(注) 1) 「保留」中の11レンバンを含む。

(出所) レンバンおよびクルラハンの設立・解散・合併に関するタナ・トラジャ県令(2002年第1号)付表より筆者作成。

ンバン議会の選出がなされ、このレンバン議会を母体としてレンバン長選挙のための実行委員会が結成される。そして、2002年4月にはすべての新レンバンで次々とレンバン長選挙が実施されていった。つまり、2001年4月のレンバン行政に関する県令制定からわずか1年の間に、大規模な合併、レンバン議会をはじめとする組織再編、レンバン長の総入れ替え、という急激なる再編が実施されたのである。

3. レンバン復興の背景

ではなぜ、1999年地方行政法の制定後、タナ・トラジャ県ではこのような大規模、かつ急激な行政村再編が起こったのか。また、そもそもなぜレンバン復興の動きが出てきたのか。その背景として次の4点を指摘しておきたい。

(1) 「慣習社会」の権利回復を求めた NGO の政治力の強化

第1に、スハルト退陣後活発化した「慣習社会」(Masyarakat Adat)の権利回復を求めた NGO の動きとその政治力の強化である。これは、とくに森林、鉱物、土地などの自然資源の管理をめぐって活発化してきた動きだといえる。慣習社会がそれぞれの慣習法に基づき管理してきた自然資源を誰が管理するのか、誰が権利をもつのかは、植民地期から今日に至るまで解決をなかなかみない問題である。とくに、スハルト政権下、強権的に進められた「開発」は自然資源の管理をめぐってさらなる歪みと問題を生み出したが、政権の圧力で抑え込まれてきた。それが、スハルト退陣後、籠がはずれたかのように噴出しはじめ、「慣習社会」は、NGO だけではなく、議員、マスコミ、研究者らも無視することのできない政治力をもったキーワードとして浮上してきたのである²⁶⁾。1999年3月には、スハルト政権時代から、環境、森林保全、土地、人権、そして慣習社会の権利擁護などの問題などに取り組んできた NGO や全国各地から慣習社会の連合体などが集まり、ジャカルタのホテル・インドネシアにて「ヌサンタラ慣習社会会議」(Kongres Masyarakat Adat

Nusantara) が開催され、「ヌサンタラ慣習社会連合」(Aliansi Masyarakat Adat Nusantara: AMAN) が結成される²⁷⁾。

スハルト退陣前後から、「改革」、「民主化」、「人権」が社会全体のキーワードとなるなかで、それまで反体制と見なされてきたNGO およびNGOの活動家らの発言力・政治力が強まり、その活動の範囲や戦略も、それまでのデモや反体制のアピールだけではなく、より具体的な政策提言や法改正に向けた提言にまで踏み込むようになってきていた²⁸⁾。換言すれば、政権と反体制派の間の距離が縮まるとともに曖昧となり、両者が同じテーブルにつき協働する場面や元NGO活動家が政権入りするケースもみられるようになったのである。先にみた「サヒッド会議」のように、地方分権化に伴う県令の制定過程や県議会・県職員の研修やワークショップなどにも、NGOが積極的に関与するケースが増えてきていた²⁹⁾。逆に政府関係者が自らNGOのネットワークに加わり、政策立案に関連して議論・連携を図るケースも増えていた³⁰⁾。

レンバンをめぐる県令の制定過程で重要な鍵を握っていたのが、1980年代以来、タナ・トラジャ県における森林・環境問題の解決とアグロフォレストリーの促進を通じた住民の生活向上を中心に活動してきた地元NGOであるWALDAである。代表は、タナ・トラジャの有力家系の子孫であるソンボリング(L. Sombolinggi) (男性、60歳代)であり、妻のデンウパ(Den Upa Rombelayuk) (女性、50歳代)も有力家系の出身である³¹⁾。両者とも1980年代からそれぞれ別のデサでデサ長を務めながら、WALDAの活動を推進してきた。代表が有力家系出身であることから、県内に強い地盤と影響力をもつとともに、環境問題に取り組むNGOの全国ネットワーク組織であるインドネシア環境フォーラム(Wahana Lingkungan Hidup Indonesia: WALHI)のメンバーでもあり、全国的にも広いネットワークをもつ。1993年にWALHIがジャカルタで予定していた会合が政府の圧力により開催が不可能となった際、タナ・トラジャの自宅兼事務所にて会合を誘致している。この会合において、「慣習社会」の概念がNGO関係者により初めて議論され定義づけられ

るとともに、後に AMAN 結成の素地となる「慣習社会権利擁護ネットワーク」(Jaringan Pembelaan Hak-Hak Masyarakat Adat: JAPHAMA) が結成されたのである³²⁾。また、デンウパは前述の「ヌサンタラ慣習社会会議」において、AMAN の東部インドネシア地域のコーディネーターに選ばれている。

AMAN 結成の5カ月後にあたる1999年8月には、タナ・トラジャ県で AMAN の運営会議 (Rapat Kerja) が開催されるとともに、WALDA が中心となり、かつてのディストリクトに相当する県内の32の慣習地域 (wilayah adat) から慣習リーダーを集め、「トラジャ慣習社会連合」(AMAT) が結成される。32の慣習地域からの1名ずつの代表から構成される AMAT の評議会には、副県知事や、県議会議員で前述の県令草案を検討する特別委の委員長であったバタラも名を連ねている。また、県議会で主に行政問題を扱う A 委員会 (Komisi A) の委員長であるマルティヌス・レバン (ゴルカル党、男性、30歳代) は AMAT の事務局次長に選ばれている。レンバン行政に関する県令制定に際しては、AMAT は県令草案に対する意見書を提出するなど、県令制定過程に積極的に関与している。また、WALDA が KPA や AMAT のネットワークと連携をとって主催した「サヒッド会議」が県令の制定過程で影響力をもったことは前述したとおりである。これらの NGO の動きは、レンバン復興と県令制定を促進した背景として無視することはできない。

(2) 国際的世論の趨勢と国際援助機関の支援

第2に、民主化、よい統治 (good governance)、先住民、参加型開発、森林保護、生物多様性、コミュニティ・フォレストリー、土着の知恵などを支持する国際的世論の趨勢と国際援助機関・団体の支援である。前述の NGO 活動のほとんどは、国際援助機関からの財政的支援をうけて実現可能となったものである。レンバン復興のプロセスだけをとってみても、USAID、国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency: JICA)、フォード財団、ベルギーの開発協力 NGO である FADO (Flemish Organization for Assistance in Development) などがワークショップやセミナーの開催に資金提供している³³⁾。

また、慣習復興による行政村改革の先駆けとなった西スマトラ州には、ドイツ技術協力公社（GTZ）が技術・資金協力している。

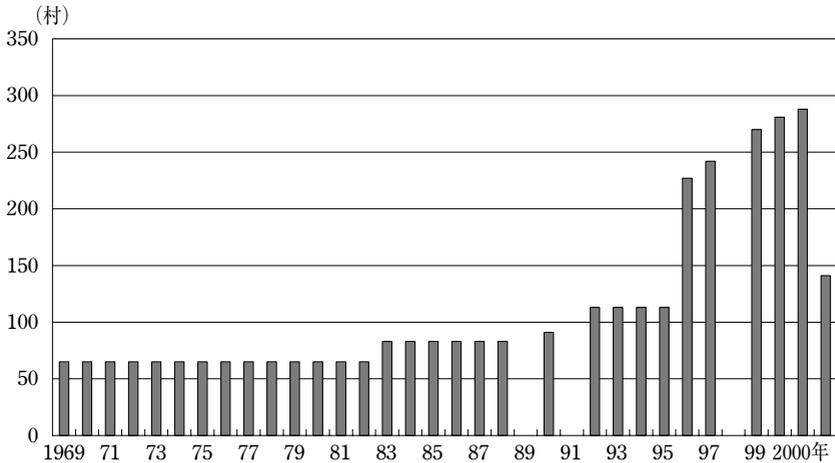
これらの国際機関からの支援は、単に財政面だけではなく、資金援助を受けたNGOの政治的交渉力を高めるという意味でも影響力をもつものであったと考えられる。つまり、これらの活動が国際的世論に支持され、実際に国際機関から支援されていることを示すことは、一種の国際的「権威」のようなものを与え、一部のNGO活動家による「反体制」的な活動として切り捨てがたいものとしたということである。

(3) 1979年デサ行政法からの反動

第3に、1979年デサ行政法による画一化・「ジャワ化」に対する反動である。加藤が描いたリアウ州の事例のように、タナ・トラジャ県においても、スハルト政権下、次々と村の分割が進み、インプレス・デサに代表される補助金政策、そしてデサ行政機構の整備とLKMDや婦人会などの官製組織の組織化が進行した。これにより、それまでトラジャの慣習社会が保持してきた慣行・組織・リーダーシップの基盤が破壊された、といわれている。開発や行政に関する情報や資金が、デサ長やLKMDを通じて上位政府から流れるようになり、慣習社会が保持してきた自助慣行や、慣習組織・慣習リーダーの役割の形骸化を招いたためだ、といわれる。

図4は、1967年にデサ・ガヤ・バルの制度が導入されてから2002年にレンバンの合併が実施されるまでのタナ・トラジャ県の行政村数の推移をみたものである。たしかに1979年デサ行政法の制定以降、とくに1990年代後半に急激な村落分割がみられる。しかし、なぜ1990年代後半に行政村が急増したのかは、1979年デサ行政法の施行からだけでは説明がつかない間いであり、よりローカルな要因を考察していく必要があるといえる。いずれにせよ、「1979年デサ行政法が慣習社会を破壊し、さまざまな問題を引き起こした。ゆえに、慣習社会の権利を回復させ、慣習組織を復興させることが必要だ」というディスコースが多くの人々に十分説得力をもって受け入れられ、レンバン復興

図4 タナ・トラジャ県の行政村数の推移（1969～2002年）



(注) 1981年から1989年は南スラウェシ州統計書 (Sulawesi Selatan Dalam Angka), 1991年から2000年は南スラウェシ州行政村ディレクトリー (Direktori Desa Sulawesi Selatan) を参照した。
(出所) 南スラウェシ州統計局資料, タナ・トラジャ県令2002年第1号付表などから筆者作成。

の動きを支える背景となったことは事実である。

(4) 地方の政治力学

第4に、タナ・トラジャ県内の政治力学である。レンバン行政に関する県令が制定される1年あまり前の2000年3月に行われた県知事選挙において、県議会は、トラジャ出身で南ジャカルタ検察局の職員 (panitera) であったシトゥル (Johanis Amping Situru) (ゴルカル党, 50歳代, 男性) を県知事として選出した。トラジャきっての資産家との噂のあるシトゥルの当選に対し、汚職疑惑が持ち上がったことなどから、8月の就任式後に至るまで激しいデモが続き、県議会が占拠されるという事態にまで発展した。シトゥルが「純粹な王族家系の出身ではない」ことも要因のひとつといわれた³⁴⁾。1957年に県として設立されて以来、他地域からの軍人が県知事に就任した一時期を除き、トラジャの有力家系出身者が歴代の県知事のポストを占めてきたタナ・トラ

ジャ県において、シトゥルの当選はとくに王族・貴族層の人々にとって受け入れがたいものであったと想像される。

以上のような状況下で当選したシトゥル県知事にとって、折から全国的に「慣習復興」の動きが活発化するなか、レンバン復興を支持し推進することは、政治的パフォーマンスとして必要であった、とみることもできる。また、1999年地方行政法により県議会の役割・権限が強まったこと、県議会議員の多くは王族家系の出身者であり、地元でレンバンを復興させることは政治的地盤強化につながりうると考えられることなども、レンバン復興を促進した背景として見逃せないだろう。

第4節 レンバン復興をめぐる諸問題

1. 噴出する不満

以上みてきたように、慣習復興の動きは主として自然資源の管理をめぐる慣習社会の権利回復をめざした動きに端を発するといえることができる。「国家」との対立軸のなかでみれば、慣習社会、つまり「地方」の権利回復を目指した動きだといえるが、地方の文脈のなかでみると、当の地元住民のなかからさまざまな異議が噴出した。レンバンをめぐる県令の制定後、タナ・トラジャ県の県政府・県議会には連日のように住民から異議申し立て書 (surat pengaduan/keberatan) や要望書 (penyampaian aspirasi)、表明書 (pernyataan sikap) などが届き、デモが頻発したのである。

(1) 住民からの異議申し立て

表7は、2002年1月から2002年8月までの9カ月間に県議会A委員会に届いた100通弱の住民からの異議申し立て書や要望書をもとに、その内容を以下の六つに分け整理したものである。

表7 レンバン再編をめぐって住民から異議申し立て／要望が出されたケース

郡	合併 ¹⁾	レンバン 議会設置	レンバン長 候補選抜	レンバン 長選挙	名称 変更	デサ長 の権利	計
リンディンガロ	1	4	3	5	2	0	15
サダン・バルス	1	0	0	0	0	0	1
セセアン	2	1	1	1	1	0	6
トンドン・ナンガラ	2	0	0	0	0	0	2
ランテバオ	0	0	0	0	0	0	0
ランテタヨ	3	0	2	2	1	0	8
サンガランギ	0	2	1	2	0	0	5
ブントオ・ランテバア	1	0	0	0	0	0	1
ピットウアン	1	1	2	1	0	0	5
サルブッティ	1	2	1	0	0	0	4
ボンガカラデン	0	1	1	0	0	0	2
シンブアン	1	6	1	0	0	0	8
マカレ	0	0	1	1	1	0	3
サンガラ	1	1	1	0	0	1	4
メンケンデック	4	2	2	2	0	0	10
計	18	20	16	14	5	1	74

(注) 1) 住民からの異議申し立て書はなかったが、合併令の付表に「保留」と記されていた3レンバンを含む。

(出所) タナ・トラジャ県議会A委員会に届いたレンバン関連文書などから筆者作成。

- (1) 合併に対する異議。
- (2) レンバン議会の設置過程に対する異議。
- (3) レンバン長候補者選抜過程に対する異議。
- (4) レンバン長選挙当日の実施過程に対する異議。
- (5) 合併調印時に選んだ名称の変更を求めるもの。
- (6) レンバンへの再編により自動的に解任となったデサ長の復権を求めるもの。

複数の手紙が同一のレンバン（合併後のレンバンを単位とした）で同様の問題で繰り返し出されている場合は1ケースと数え、同一のレンバンでも問題が異なる場合はそれぞれ数に入れた。一度でも何らかの異議申し立てが起こったレンバン数として数えると、異議が申し立てられたレンバン数は48であ

る。「レンバン合併令」にあげられるレンバン／クルラハン数は141であるから、74ケース、48レンバンという数字は、レンバン復興がいかにかつて村レベルで混乱を引き起こしていたかを如実に物語っていると見える。異議申し立て書を送るに至らなかったケースや2002年1月以前のケースを加えれば、その数はさらに増える。

これらの住民からの異議申し立てをうけ、県議会A委員会と、県の村落行政課（のちに住民サービス課に名称変更）および行政問題を担当している県知事第1補佐（Assisten I）はその対応に忙殺されることとなった。A委員会の机の上には住民や県政府から毎日のように届くレンバン関連文書（異議申し立て、要望、報告、指示、承認など）で山積み状態となり、週に数回は県内各地から陳情団が県議会・県政府を訪れ、レンバンに関連した住民デモも珍しい光景ではなくなっていた。地元新聞にも連日のようにレンバン関連記事が見出しを飾った。陳情団や住民デモのなかには、県庁から遠く、交通アクセスの非常に悪いシンブアン、ボンガカラデン、ビットゥアン、リンディンガロなどの郡からの人々もみられた。

レンバンに関連して持ち上がった問題には、まずそれぞれの郡の郡長が対応にあたり、郡長の手にあまる場合は、県政府が対応にあたった。陳情をうけた県議会A委員会が県政府村落行政課課長らとともに現地に出向き、事実関係・問題の所在の確認、対立する当事者の調停、問題解決案の提示にあたるケースも多々みられた。県議会に届く陳情の多くは県議会に問題の調停を依頼するもので、地方分権化の時代における地方議会に対する住民の期待を示す具体例としてみることができる。県議会A委員会が現地視察の形で対応したケースは筆者が確認できたものだけでも10ケースを超え、県議会A委員会はレンバン関連の対応に、文字どおり忙殺状態にあった。

異議申し立ての内容で最も多いのが、レンバン議会設置プロセスに関するものである。これは、レンバン議会がその後のレンバン長選出の際に選挙実行委員会の母体となり、レンバン長候補の選抜（候補者が5名以上いる場合、選挙実行委員会が県令に定められた条件をもとに選抜の責任を負った）、選挙

人の登録、選挙当日の運営・管理、開票など、レンバン長選挙に大きな権限と責任を負っていたことによるところが大きい。つまり、レンバン長候補者選抜に対する異議も、レンバン長選挙の実施過程に対する異議も、主としてレンバン長選挙実行委員会の能力、中立性、透明性、公正性などを問うものであり、遑って、レンバン議会設置（メンバー選出）の際の中立性、透明性、公正性が問われたのである。

タナ・トラジャ県では県令に従って、レンバン議会議員は、LMD 同様、レンバン長がレンバン内の慣習、宗教、社会政治団体、青年、婦人などのリーダーを集め、「協議と全会一致の合意」(musyawarah/mufakat) を図ることにより選出されていた。これが、「レンバン長が一部の取り巻きだけを集めて選んだのだ」との異議を噴出させるひとつの要因となった。これは、村議会の設置が行政村改革の中心的な柱としてクローズアップされ、比較的十分な時間・プロセス・費用をかけ「住民による直接投票選挙」による選出が行われた地域とは非常に対照的である³⁵⁾。

レンバン長選出過程においても各地で異議が噴出したが、数のうえでも、その内容においても、より複雑な問題をはらんでいると思われるのが、合併に関わる問題である。合併問題に関しては、事例を検討しながらみていきたい。

(2) 合併問題——ナンガラ的事例

先に述べたのように、県令制定後、レンバンの合併協議と調印は、各郡の郡長の「ファシリテーション」により進められた。郡長の多くは、県政府から出されたタイム・スケジュールのなかで、「2500人もしくは500世帯以上」の数値を頭に置きながら、基本的には1990年代後半に行われた村落分割以前の状態に戻す形で、机の上でレンバン合併案を練っていったようである。合併調印に必要なレンバン長の署名を集めることに手一杯で、地域の慣習や実情を尊重し、十分な住民協議を促進する余裕などなかったといえる³⁶⁾。

トンドン・ナンガラ郡のナンガラ、バソカン・ナンガラ（以下、バソカン）、

ナンナ・ナンガラ（以下、ナンナ）の3村の合併問題は、なかでも最もこじれたケースのひとつである。ナンナとバソカンからの合併に反対する異議申し立て書が県議会・県政府に提出されたのを皮切りに、県議会への合併反対の陳情、デモ、現地での関連3村協議、県議会議員による現地視察と協議、県知事への合併反対住民による直接請願、合併推進派による陳情、県議会における仲裁決議、などが繰り返された挙句、最終的にはバソカンの合併反対者を除いた形でレンバン長選挙が実施された。県政府・県議会の態度・決定に腹を立てたバソカンの合併反対住民の一部が郡長宅の器物を損壊したことにより、逮捕者まで出す結果となった。

バソカン、ナンナの合併反対派があげていた合併反対の理由には、(1)母村（Desa Induk）であるナンガラと一つの村であった時代には、開発事業のほとんどが村の中心部に集中し、バソカンやナンナの住民は開発の恩恵を享受できなかった、母村からバソカン、ナンナは「継子扱ひ」（dianaktirikan）されていた、(2)1998年の分村後、道の修復など開発は明らかに進んだ、村人の自助努力も引き出しやすい、(3)人口規模は満たなくとも、村人の自助努力を引き出し、協力していくことで、一つのレンバンとして自立・自治していき、などがある。熱心な合併反対の請願書や陳情が行われたが、両村とも、2001年8月にもたれた合併協議の際に、当時の村長が合併の合意書に署名をしていたことがネックとなった。合併反対のリーダーの一人となっていたバソカン村の村長自身が、合併合意に署名した当事者だったのである。バソカン村村長は、合併に署名した際は、合併の意味がよくわからなかった、十分な説明も時間もなかった、村に戻ってからよく考えたらやはり合併はよくないと考えるようになった、郡長に署名を迫られ断れなかった、当時はまだトップ・ダウンの空気が強かった、などと説明していたが、公的文書に署名をしてしまっていたことが事態を難しくしていた。2002年1月にレンバン合併令が制定された段階では、ナンガラ（および合併予定であるナンナ、バソカン）は「保留」状態となっていたが、レンバンとして確定されないうちに毎年支給されるレンバンへの補助金は支給しえない、との県政府からの「圧力」も

あり、ナンナは話し合いの末、合併を受け入れることで合意した。バソカン
は合併反対派と合併派に分裂し、両者がそれぞれ陳情を繰り返す事態となっ
た。最終的には合意がとれないまま、ナンガラ
のレンバン長選挙が敢行され、投票する
か否かは個々の判断に任せる、という措置がとられた。バソカンの
合併反対派を取り残したままの選挙となったのである。

バソカンの合併反対派をここまで強硬なものとしたのは、さまざまな政治
的な要素のほかに、(1)合併調印後でも陳情・協議の末、分立を県政府により
認められた村があること（同郡内のカレ・リンボンもそのひとつ。合併令では、
ピトゥン・プナニアンと合併する形で「承認」〈disahkan〉されていたが陳情の末、
分立を認められた）、(2)2500人もしくは500世帯の基準に程遠いレンバンでも
一つのレンバンとして認められていること、(3)陳情の際に、県議会、県知事
とも分立を認めるような態度をしめしたこと、などがある。表8は、2001年
のデータをもとにトンドン・ナンガラ郡内の各村の人口と面積を整理したも
のである。人口基準をかりうじて満たしているのは、10のレンバンのうち3
レンバンのみであり、996人（258世帯）で一つのレンバンとなったケースも
みられる。そもそも村落分割を促進した1979年デサ行政法下において、デサ
設立・分立の条件は「人口2500人もしくは500世帯以上」であったことを思
い起こせば、1979年デサ行政法下においても、人口規準を満たして分立され
たデサはごく少なかったということである⁶⁷⁾。

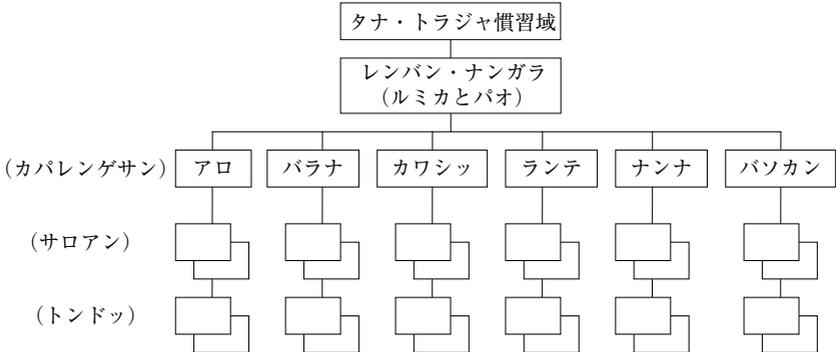
では、「慣習の尊重」という意味では、ナンガラにおける合併問題はいか
にみることができるだろうか。トンドン・ナンガラ郡は、トンドンとナン
ガラ
の二つの慣習地域（kesatuan wilayah adat）——オランダ時代の二つのデ
イストリクトでもある——から構成されている。ナンガラにおける慣習組
織は大枠では図5のような構造となっている。ナンガラは、ルミカとパオ
と呼ばれる二つの有力家系（Tongkonan）の共同統治下
にあり、六つのカロピ（Karopi）もしくはカパレンゲサン（Kaparengesan）
と呼ばれる地域に分かれる。カロピはそれぞれト・パレンゲ（To Parengé）
と呼ばれる指導者の指導下にある地域である。カロピはさらに4から10以上のサロアン（Saroan）

表8 トンドン・ナンガラ郡におけるレンバン合併状況

レンバン (旧デサ)	合併後の新レンバン	面積 [ha]		人口 (世帯)	
		合併前	合併後	合併前	合併後
1. ナンガラ	1. ナンガラ	880	1,880	1,448 (337)	3,294 (748)
2. バソカン・ナンガラ		425		850 (176)	
3. ナンナ・ナンガラ		575		996 (235)	
4. ナンガラ・サン ピアック・サル	2. ナンガラ・サン ピアック・サル	700	700	1,360 (318)	1,360 (318)
5. タンドウン・ナンガラ	3. タンドウン・ナンガラ	1,100	1,100	1,014 (226)	1,014 (226)
6. トンドン・ランギ	4. トンドン・ランギ	790	790	2,098 (507)	2,098 (507)
7. トンドン	5. トンドン	925	925	2,565 (573)	2,565 (573)
8. トンドン・シバタ	6. トンドン・シバタ	775	775	1,584 (362)	1,584 (362)
9. リリキラ	7. リリキラ	1,000	1,000	996 (258)	996 (258)
10. トンドン・マタァロ	8. トンドン・マタァロ	930	930	2,320 (480)	2,320 (480)
11. ピトゥン・ブナニアン	9. ピトゥン・ブナニアン	1,250	2,000	956 (213)	1,494 (339)
12. マックアン・パレ		750		538 (126)	
13. カレ・リンボン	10. カレ・リンボン	1,900	1,900	1,322 (246)	1,322 (246)

(出所) BAPPEDA Kab. Tana Toraja [2001: 58] より筆者作成。

図5 ナンガラの慣習組織の構造



(出所) PPLH-UGM [2001: 11]。

に分かれ、サロアンはさらにトンドック (Tondok) に分かれる。この構造は「六つの権力域は一つの慣習の傘下であり、共同統治による支配下にある」(To'annan Karopi'na Na Lili' Misa' Ba'bana) と表現され、今でも切り離すことのできない一つの慣習地域として人々に認識されているという (PPLH-UGM [2001: 9-16])。

このような慣習組織をもったナンガラは、1967年に65のデサ・ガヤ・バルが作られた際もナンガラとしての統一を保っていたが、1979年デサ行政法施行以降、ナンガラとナンガラ・サンピアック・サルに二分され、1998年には、ナンガラからさらにバソカン、ナンナが分立し、ナンガラ・サンピアック・サルからタンドゥン・ナンガラが分かれることとなる。1998年の分割では、六つカロピは五つのデサへと分かれた (表9)。バソカン、ナンナを除く四つのカロピはそれぞれ複数のデサに分かれて含まれることとなったのである。このような分割こそが、NGO や AMAT をして「1979年デサ行政法はトラジャの慣習社会を破壊し、さまざまな問題を生み出した。ゆえに慣習社会を復興させることが必要だ」という強いディスコースを生み出し、レンバン復興を推し進めさせた主要な背景だといえる。ナンガラの慣習リーダーたちは、ナンガラの分割により、指導者たちはリーダーシップの基盤となる社会を失い、ルミカとパオによる共同統治体制の崩壊を招いた、その結果、それまで慣習社会が管理してきた森林は慣習による規制が効かなくなり伐採が進み、人々による自助慣行も薄れてきたのだ、と語っていた。

しかし、ここで問題となってくるのは、今回のレンバン復興の際に、なぜ、

表9 ナンガラにおけるデサ分割によるカロピの分裂状況

1998年の分割によるデサ	含まれるカロピ
ナンガラ	カワシッ、ランテ
バソカン・ナンガラ	バソカン
ナンナ・ナンガラ	ナンナ
ナンガラ・サンピアック・サル	カワシッ、ランテ、アロ、バラナ
タンドゥン・ナンガラ	アロ、バラナ

(出所) PPLH-UGM [2001] から筆者作成。

ナンガラそのものの復興がなされなかったのかという点、そして、もし、ナンガラの復興では行政単位として規模が大きすぎるというのであれば、ナンガラ内の分割の基準を一体何においたのかという点である。レンバン合併の際に基準として強調された「2500人もしくは500世帯」は現実にはかなり恣意的に適用されていることはすでにみたとおりである。バソカンやナンナの合併反対派が、人口規模では大差のないタンドゥン・ナンガラが一つのレンバンとして認められ、なぜ私たちが認められないのか、と考えるのも当然のこととすることができる。まして、カロピとしてのまとまりという点では、バソカン、ナンナのほうが強いとみることもできるのである。

以上のような問題は、ナンガラだけにみられた問題ではなく、また、合併問題が表面化したか否かにもかかわらず、県内すべてのレンバンにあてはまる問題だといえる。いずれにせよ確かなことは、さらなる考察には、よりミクロなコミュニティ調査をもとにそれぞれのコミュニティにおける慣習組織の具体的な機能、歴史、政治・社会・経済関係などを理解する必要があるということであり、今回のレンバン合併はコミュニティ・レベルでのそのような調査や協議を踏まえる余裕のないまま推進されていった、ということである。

2. 表面化した問題と課題

以上、タナ・トラジャ県におけるレンバン復興のプロセスを概観してきた。そのなかで表面化した主な問題点と課題について、これまでに議論できなかった点も含め、以下に整理しておきたい。

(1) レンバンとは何か

第1に、レンバンとは何か、という問題である。今回のレンバン復興の流れのなかで作られたレンバンは、県令の「最低2500人もしくは500世帯」を主たる基準とし、その多くが1990年代の急激な村落分割の前の状態に戻る形

で合併されてできたものであった。しかしこれが果たしてレンバンなのか、という問題である。筆者が調査を進めるなかで最も難しかった問題は、レンバンとは具体的に何なのか、ということである。インタビューを重ねても、トラジャの人々の答えは曖昧、かつ、ばらばらで、レンバンの具体的なかたちはなかなか見えてこなかった。レンバンに対する共通認識のなさは、レンバン復興に対するビジョンのなさをも意味しうる。レンバン復興を推進している地元NGO、AMAT、県政府担当者、県議会議員の間でさえも、レンバン復興に対するビジョンは明確ではなく、県令の実施が進むにつれ、「名前を変えただけ」、「そのうちまた再編されるから」といった声が関係者一部でささやかれ始めていた。

トラジャは先にみたように文化的基底を共有しながらも、社会構成や社会組織という点ではかなりの地域差を示す社会である。つまり、1945年憲法第18条のいう「特別な地方」あるいは「法共同体」は、トラジャにおいて地域的偏差がありうるということである。それを県令で「画一的」に規定しようとする事自体、無理があったというべきかもしれない。

レンバン長の就任式もほぼ終わり、レンバンへの再編が一段落つきはじめた2002年7月、WALDAがAMATとの共催で開催したワークショップは、レンバン復興に関わるステークホルダーともいえる人々——WALDA、AMAT（32の慣習地域からの代表者）、県議会A委員会、県政府担当者——の間でレンバン復興に対する認識をひとつにすることを目的としたもので、上述したような問題の掘り起こしが行われた。3日間にわたるワークショップで確認されたのは次の諸点である。

(1) オランダ植民地期に確定された32のディストリクトがレンバンである。

しかし、このレンバンは「法共同体」ではなく慣習上の特徴を同じくする「統一慣習地域」(Kesatuan Wilayah Adat)である。法共同体と一致する慣習地域もあれば、複数の法共同体が存在する慣習地域もある³⁸⁾。

(2) 県令では32の慣習地域のレベルまでを定め、それ以下の組織に関しては、各慣習地域により定める。各慣習地域で話し合いを始めるとともに、

県令の改正について検討を始める。

- (3) トラジャの慣習はあらゆる層の住民が参加し、平等の発言権をもつ「コンボンガン・カルア」(Kombongan Karua, 慣習大会議)によって定められてきた。コンボンガン・カルアこそを復活させる必要がある³⁹⁾。

ビジョンを失いつつあったレンバン復興の動きに方向性を与えるきっかけとなったのは、「スハルト政権下、ほとんど実施されることがなくなっていた」というコンボンガン・カルアの存在が関係者の間で再確認されたこと、そして、慣習復興とはかつて存在した慣習の「定め」を復興させるのではなく、定めを作り出す「メカニズム」を復興させることだという視点がワークショップのファシリテーターによって提示されたことにあったと思われる⁴⁰⁾。コンボンガン・カルアが、今なお有効な合意形成のメカニズムであるのか、また、トラジャ社会全域に共通するものであるのかは今後検討される必要があるとしても、慣習復興を慣習の定めそのものではなく、定めをつくりだすメカニズムの復興として捉える視点は、慣習を動的に捉えうる点で重要であると思われる⁴¹⁾。

(2) 封建主義強化の懸念

第2に、封建主義強化の懸念の問題である。トラジャ社会は地域差があるとはいえ、生まれにより王族・貴族、平民、奴隷などの身分に分けられた社会である。今日ではあからさまに語ることはタブー視される傾向があるとはいえ、社会にいまだはっきりと根付いている。とくに儀礼の際、誰がどの穀倉(lumbung)の高床に座るのか、いかなる役割を果たすのか、供儀される水牛のどの部分の肉を配分されるのかは、その社会での地位・身分を明確に表している⁴²⁾。1979年デサ行政法施行の問題点のひとつは、この儀礼の際に顕著に表れる慣習社会の秩序に「介入」し、乱した、ということにあった。つまり、デサ長であるがゆえに、あるいはLKMDの幹部であるがゆえに、血筋的にはより「低い」身分の人間が本来ならばあってはならない位置を占めることがあった、ということである。

レンバンの復興は、こういったトラジャ社会において封建主義の強化、王族・貴族層の支配の強化をもたらすのではないかと、という懸念が、NGOやマスコミなどのなかからも出されていた。1979年デサ行政法の時代においても、王族・貴族層以外の人間がデサ長やデサの指導的な立場に就くことは「ありえない」ことであったようだが、レンバン制の導入はそれをさらに強化するのではないかと、という懸念である。人々の間でもレンバン長はデサ長よりも権威と名誉のある地位だと意識されており、ゆえにレンバンがデサよりも広い単位となるのは当然、といった説明を耳にすることがしばしばあった。

教育、経済、就業機会の拡大・多様化により、王族・貴族層の家系の人々よりもそれ以外の人々のほうが、学歴も高く、経済的に成功し、行政機構などでより高い地位にあり、経験も豊富、といったケースが増えていた。しかし、いずれの層の人に話しかけてみても、「レンバン長に下の層の間がつくことはありえない」、「就いてもいいが社会が混乱する。下の層の指示を上層が聞くはずがない。だから統治しえない」といった返答がかえってきた。

県令はレンバン長の候補者の条件として、年齢、信仰、政治・犯罪歴、学歴などのほかに、ジャワでは一般的である当該村内での居住歴は定めず、「当該のレンバン社会を理解し、理解されていること」との規定にとどめている。人々の間でこの条件は「レンバン出身者」を意味する「プトゥラ・レンバン」（直訳すれば、レンバンの子供）であればよい、と解釈されていた。トラジャにおけるこの「出身」の意味範囲は広く、父・母はもとより、祖父母、曾父母の出身家系（言い換えればトンコナン）が位置するレンバンはすべて出身レンバン、と解釈されていた。つまり、一人の間が父母、祖父母、ときには妻（もしくは夫）のトンコナンが存在する複数のレンバンで候補者となることができるわけである。実際に、有力家系の有能な若者には各地の親族から立候補依頼が入り、どこのレンバンで立候補するのか親族会議が招集されていた⁴³。ジャカルタやマカッサルなどにいる親族を呼び戻す有力家系もみられた。「王族・貴族層ではない」人間が立候補するケースもみられ

たが、より「低い」血筋にある候補者に負けることは王族・貴族層の間で極度におそれられ、レンバン長選挙の過程ではさまざまな政治的かけひきがみられた。それが、レンバン長候補の選抜およびレンバン長選挙の過程でさまざまな問題を噴出させた要因のひとつともいえる。

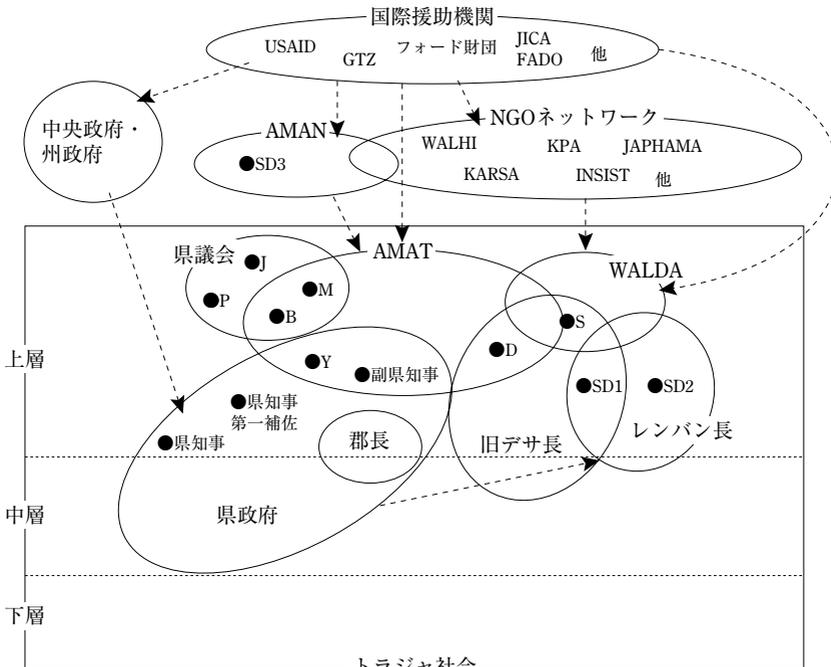
図6は、レンバン復興に関わるステークホルダーとも呼べる主な人々とその所属集団の関係を図式化したものである。おおよその目安として、トラジャの慣習社会におけるその地位を上層・中層・下層という形で示した。図6に表れているように、レンバン復興は明らかにトラジャの王族・貴族層に主導された「上からの改革」だということができる。

レンバン復興の中心人物である WALDA 代表のソンボリンギは、トラジャでは「下からの民主化」は無理が大きく、まずは王族・貴族層の意識改革から進めなければならないと話していた⁴⁴⁾。今のままでは、王族・貴族層はその本来の機能と義務を忘れ、権力と富にあぐらをかき「ルイ16世のように」没落するだけだという。同様に、県議会A委員会の一人であるボン・ダトゥ（闘争民主党、男性、40歳代）や県の住民エンパワーメント局局长のインノ（男性、40歳代）も、トラジャではまだ「デモクラシ」は無理であり、まず「デモクラシ・アンベ」（貴族の民主化、貴族による民主化）からだと話していた。レンバン復興がはたして、封建主義の強化ではなく、トラジャ型の民主化につながりうるのか、現段階で結論を出すことは困難である。

(3) レンバン議会の位置づけ

第3に、レンバン行政におけるレンバン議会の位置づけの問題である。レンバン議会の位置づけは、二つの意味で問題を孕んでいるといえる。ひとつに、1999年地方行政法の定める「固有な自治」との関係においてである。これは1999年地方行政法自体がもつ矛盾ともいえるが、法がそれぞれ定めている、地域の慣習に基づいた「固有な自治」の尊重と村議会の設置に象徴される「近代的民主主義／近代的自治」のシステムの導入は果たして両立しうるのか、という問題である。トラジャの文脈でいえば、慣習社会の規則を定め

図6 レンバン復興を主導した主なアクター



凡例： ----> 財政支援 ○ 集団 ● 個人

主な省略記号

[人物]

- S WALDA代表。WALHI, JAPHAM, KARSa, KPAメンバー
- D WALDA代表の妻。AMAN運営委員。AMAN東インドネシア地区コーディネーター
- SD1, CSD, SD3 SとDの長男, 次男, 次女 (AMAN事務局スタッフ)
- M 県議会A委員会委員長。AMAT事務局次長
- B 県議会・村落行政に関する県令草案を検討する特別委員会委員長
- P 県議会A委員会委員
- J 県議会議員。KARSaメンバー
- Y AMAT事務局長。県政府環境影響評価局局长

[団体名]

- USAID アメリカ援助庁
- GTZ ドイツ技術協力公社
- 国際協力機構 国際協力機構
- FADO FADO
- WALHI インドネシア環境フォーラム
- KPA 土地改革コンソーシアム
- JAPHAMA 慣習社会権利擁護ネットワーク
- KARSa 土地・村落改革のためのサークル
- INSIST 社会改革研究所
- AMAN スサントラ慣習社会連合
- AMAT トラジャ慣習社会連合
- WALDA トラジャ郷土保全フォーラム

(出所) 筆者作成。

るのはレンバン議会ではなく「コンボンガン・カルア」ではないのか、ということである。

二つ目に、もし、レンバン議会を導入したとしても、現在県令が定めているようなレンバン議会は果たして議会としての正当性をもちうるのか、という点である。レンバン議会が住民の直接選挙によるものではなく、レンバン長と一部のリーダーたちによる「協議と全会一致の合意」によって設立されたことが、問題を噴出させるひとつの要因となったことは先にみたとおりである。レンバン議会には、1999年地方行政法が定めるように、レンバン長の解任を提案する権限など、かつてのLMDとは比較にならない、大きな権限が与えられている。しかし、レンバン議会がレンバン長と一部のリーダーたちの「協議と合意」により選出される場合、果たしてレンバン議会は、住民の直接選挙によって選ばれたレンバン長をチェックしコントロールする機能と正当性をもちうるのか、ということである。

(4) 地方自治と村落自治の関係

第4に、県政府とレンバン政府の関係、言い換えれば、「地方自治」と「村落自治」の関係である。1999年地方行政法第99条は、村落のもつ権限として、(1)村落固有の権利に基づきすでに保持している権限、(2)現行の法令に基づくもので、中央・地方政府によってまだ実行されていない権限、(3)中央・州・県政府からの支援業務 (tugas pembantuan)、の3種をあげているが、たとえば、固有の権利に基づいた村落の権限が、中央・地方政府の権限・権益と相反した場合、どうなるのかは明確ではない。慣習法が明文化されていないことがこれまで多くの土地問題、自然資源の管理問題を生み出してきたことは周知の事実である。しかし、1999年地方行政法も県令もこの問題を解決するものではなく、さらに複雑化させる可能性もある。

また、「村落自治」が法的に認知され、行政の新キーワードとなり、村落は郡の「下に」位置する最末端の行政機関ではなく、県の「中に」位置する自治権をもった団体と位置づけられたとはいえ、人々の間で、県と村は「上

下」関係にあり、村は県のいうことを聞かなければならない、といった意識はいまなお非常に強い。「自治」とは、「住民の権益を統治し処理する権限」、言い換えれば、内部で起こった問題を自ら処理する能力・権限、ということであり、1979年デサ行政法の施行と補助金政策により、慣習社会が弱体化させてしまった能力・権限とは、この能力・権限にほかならない。その結果として、上位政府への依存を強めたということである。県政府への異議申し立てや陳情が相次いだのは、民主化の度合いが高まったとみることもできるが、慣習社会が問題処理能力を弱体化させていた証左とみることもできる。こういった「自治」能力・権限を取り戻し、レンバン復興が目指していた当初の目的を達成するためには、政府・住民ともにこの「上下」意識からの脱却が必要となってくるであろう。

(5) クルラハンの位置づけ

第5に、クルラハンの位置づけである。タナ・トラジャ県だけではなく、全国的にみても、レンバン（もしくはデサ）の改革に注目が集まり、クルラハンの位置づけに関してはあまり議論されることがないが、先にみたようにクルラハン内務省が1979年デサ行政法により全国的な適用をめざしていた理想型だと考えられる。クルラハンの設置条件は内務大臣令にて定められているとはいえ、その適用はデサの分割同様、非常に恣意的・政治的であったことは先にみたとおりである。しかし、1999年地方行政法制定時も、クルラハンの位置づけや機構は研究者、マスコミ、NGOらの議論となることもほとんどないまま、1979年デサ行政法を踏襲する形で引き継がれている。タナ・トラジャ県の県令においても同様であり、クルラハンの設置条件や手続きは非常に曖昧である。AMATに関与している一部の慣習リーダーらはクルラハンの全廃を提言していたが、2002年1月の合併令では、ランテパオ郡の15全村およびマカレ郡の14村中12村が、クルラハンとして残った。そのうち「都市化」している地域はごく一部であるように見受けられる。

逆にすべての村々をレンバンとし「慣習復興」しうるのか、という問題も

ある。たとえば、都市化や移住政策によりトラジャ以外の民族の混住化が進んだ地域や急激な人口増減のみられた地域などである。メンケンデック郡の郡都として近年急速に人口増加したゲッテンガン地域はその一例といえる。現在は郡の中心として機能しているが、かつてはまったく人の居住していない周縁に位置し、かつ、いくつかの慣習単位がまたがる地域なのだという。メンケンデック郡ではクルラハンが全廃され、すべてレンバンとなることとなったが、人口増加したこの郡都をどうするのか、という問題が紛糾していた。レンバン／クルラハンの設置をめぐる、恣意的・政治的に運用されがちな「規準」の明確化というよりも、設置をめぐる「合意形成の手続き」の明確化がより必要とされているように思われる。

(6) 住民参加の問題

最後に、住民参加の問題である。レンバンに関わる県令がその実施の過程でさまざまな問題を噴出させたのは、県令制定の過程で住民参加と協議が十分に図られなかった、という側面が強い。地元の意見を掘り起こし十分な協議を図るような余裕がないまま、上位政府から指導されたタイム・スケジュールに追われ、一般の住民にとってみれば旧来とほとんど変わりのない「上からの改革」であったということである。「ボトム・アップ」(bottom-up)や「住民参加」(partisipasi masyarakat)が重要であり、政府は「ファシリテーター」(fasilitator)の役割を果たさなければならない、と県政府関係者や県議会議員の誰もが口にし、その認識や態度もスハルト期には想像できなかった速度で変化しつつあった。NGOと協働し、数日間にわたるワークショップを実施したり、住民からの異議申し立てへの対応に忙殺されたり、といったことは筆者の知るかぎり新しい現象であり、強権的・官僚的な態度は極力避けられているように見受けられた。しかし、ボトム・アップ、参加、ファシリテーションの「手法」に関しては誰もが手探り状態にあり、ともすれば、キーワードだけが宙を舞っていたことも確かである。

先述したように、レンバン復興のこれまでの推進者たちは、2002年7月の

ワークショップにおいて、県内の32の各慣習地域でもう一度慣習の掘り起こしを「下から」行うとともに、選出されたばかりのレンバン長たちの任期が終了する5年後を目処に、県令の改正に向けて動きはじめることで合意した。また、WALDAは現在、フォード財団などの助成を受け、農村住民の情報メディアとしてのコミュニティ・ラジオの運営や、レンバン復興に伴う課題と問題点を「下層」と見なされている人々を含めコミュニティ・レベルから掘り起こすとともに、住民自身がそれぞれのコミュニティの歴史と現状を把握し、そのうえで各レンバンの将来像を描くことを目的としたプログラムを実施しようとしている。これらの動きが今後いかに展開していくのか、注目されるところである。

おわりに

本章では、1999年地方行政法制定に伴う行政村改革を、インドネシアにおける村落政策の変遷のなかに位置づけるとともに、「慣習復興」をキーワードとして再編が進むタナ・トラジャ県を事例として、その具体的な展開状況を検討してきた。本章第1、2節で検討したように、インドネシアの村落政策は、地域により多様な村落の「固有性・多様性」を尊重しようとする方向性と、行政・統治の効率化を目的としてその「標準化・画一化」を推し進める方向性の、相反するベクトルの間を揺れ動いてきたといえる。1999年地方行政法は、「画一化」を推し進めた1979年デサ行政法と180度の転換をみせ、慣習・文化を尊重した行政村の「多様化」、 「民主化」、そして「村落自治」の認知をその柱とするものであった。換言すれば、上からの画一的な国家統治ではなく、下からの固有な自治に基づいた国民統合の方向性が打ち出され、その摸索が始まりつつあるとあってよいだろう。その摸索がさまざまな問題や課題を噴出させていることは、本章第4節でみたとおりである。以上を踏まえ、最後に、1999年地方行政法に基づく行政村改革——多様性の尊重、民

主化、村落自治の認知——の展望として筆者が注目したい点を、タナ・トラジャ県の事例から3点指摘し、おわりにかえたい。

第1に、住民自らによる慣習（あるいは地域の固有性）の掘り起こしと見直しである。本章でみたように、レンバン復興を目指した県令の制定は、さまざまな問題点や課題を噴出させながらも、あるいは噴出させたがゆえに、レンバンとは何か、ひいてはトラジャの慣習とは何か、をトラジャの人々自身が問い直すきっかけとなったといえる。レンバン復興の動きが、王族・貴族層によって主導されたものであったとしても、合併問題やレンバン長選挙を体験し、頻発するデモやマスコミの報道を見聞きすることにより、トラジャのあらゆる層の人々がレンバン復興をめぐる局面を共有したことは事実である。この共有された体験は、今後レンバンとは何か、慣習とは何かを見直すうえでひとつの基盤となりうると思われる。また、レンバン復興の主導者たちがワークショップにおいて確認した、慣習復興を単に昔へ回帰することではなく、地域に固有な合意形成のメカニズムの復興と捉える視点も重要であろう。つまり、慣習復興（言い換えれば地域の固有性・多様性の尊重）を、かつて存在した形や定め金科玉条的遵守ではなく、また、一部の専門家や中央政府の役人が定義し推進するものでもなく、現在生きているトラジャの人々自身が合意し、定義し、実践するものとして捉える視点である。

第2に、村落の民主化という点で注目したいのは、レンバン長の住民直接選挙と若い世代の役割である。本章でみたように、今回のレンバン復興はすべて王族・貴族層の人々により主導されたものであり、封建主義復活の懸念を一掃しようとは言い難く、その意味では「民主化」の方向性とは相容れにくい要素を含むものだといえる。筆者自身、調査の過程でレンバン復興において鍵となるトラジャの人々がすべて王族・貴族層であり、しばしば親族関係にあり、かつ、60歳代以上の年配者（の男性）が多いことに驚かされた。これは、筆者が同様に改革の時代の変化を調査していたジャワ農村とは対照的な状況である。同様に「封建的」と称されることの多いジャワ農村において、1999年地方行政法制定に伴う変化として顕著であったのは、比較的若手

(30歳代から40歳代)の村長・村役人の活動であり、村議会選挙を通じたさらに若い(20歳代から30歳代)の村のリーダーの台頭であった。そのなかには経済的に比較的貧しい農家出身の若者も含まれていた。

もちろん、王族・貴族層で年配であれば自動的に封建的だとはいいきれない。王族・貴族層の人々すべてが権力志向でもなければ、民主化志向でもなく、ごく当然のことながら彼らを一絡げにして語ることはできない。一個人のなかにも権益・権力・影響力を保持したいという思いと、民主化を進めたい、進めなければトラジャの将来はない、という思いが錯綜しているように思われた。ただ言えることは、「下からの民主化」を進めるアクターや動きは今のところ見えてきていないということである。

現段階でトラジャの民主化を進める要因として注目されるのは、レンバン長が世襲制でもなければ、上位政府のスクリーニングを必要とすることもなく、住民による直接選挙で選出されることとなったこと、そして、レンバン長として比較的若い世代(30歳代から40歳代)が台頭してきたことである。彼らのほとんどは有力家系の子息であるが、なかには大学卒業後、都市などで働いていたところを親族の説得により呼び戻された者もある。レンバン長選出後、レンバン長とレンバン議会議長を集めて県政府が主催した「村落自治研修」では、県政府の説明や政策を鵜呑みにするのではなく、「改革」の流れに照らし合わせて批判的に検討し、疑義をただす活発な発言がとくに若い世代から目立っていた。彼らが今後いかに年配層や「下層」と呼ばれる人々と協議をはかり、「慣習復興」、「民主化」、「自治」などのキーワードを現実のレンバン運営に反映させていくのか、注目される場所である。

第3に、ネットワーク型、連絡フォーラム型の組織やつながりの伸張と深化である。トラジャの事例でいえば、WALDAが関わりをもつNGOの全国ネットワークや、AMATやAMANを通じた慣習社会の相互のネットワークである。これらの「横」の組織やつながりを通じた情報や経験の相互交流や学び合いは、スハルト期の国家行政機構を主軸とした、指示・報告・指導・育成の「上下」の情報の流れに替わる、あるいは補完するものとして、とく

に自治意識の醸成という点で重要だと思われる。タナ・トラジャ県の県議会議員や慣習リーダーが、NGOのネットワークやAMANを通じ、他県での会議やワークショップに参加し、他県の状況を学ぶとともに自県の状況を報告する機会を得ていたことは、自県での取り組みを見直し、進展させる刺激となっていた。また、タナ・トラジャ県では現段階ではその動きはみられないが、他のいくつかの県で結成がみられた村長連合は、村落行政に関する県令の制定過程で圧力団体としての役割を果たしていた。慣習社会の権利回復を求めるAMANやAMATの横のネットワークも、慣習社会の権利回復を求めるといえる意味では、一種の圧力団体とみることができる。下からの自治を基盤とした国民統合が目指される場合、このような横のネットワーク型組織やつながりは今後さらに重要性を帯びていくように思われる。

[注] _____

- (1) デサは、ジャワ語でムラを意味する言葉であるが、インドネシア語でコミュニティとしての村落の総称として使用される場合と、行政村として使用される場合があることから、文脈により、できるかぎり訳し分けた。1979年のデサ行政法は、地域により多様な村落／行政村の名称を「デサ」と統一したことに特徴があるため、1979年デサ行政法に基づくデサはそのままデサとした。
- (2) 村レベルでの改革・変化に焦点をあてた調査・研究、出版物は、「地方自治」関連のものに比較すると圧倒的に少ないが、近年その数を増やしつつある。西スマトラ州でのナガリ復興を検討したBenda-Beckmann, Franz & Keebet [2001]、西ヌサトゥンガラ州スンパワ県での村議会に関する県令制定過程を明らかにしたJulmansyah & Suryadi [2001]、南スマトラのマルガの歴史を事例としながら1999年地方行政法による行政村改革の内容を整理したWidjaja [2001]、村レベルの改革に焦点をあてた活動をしているNGOによる幾つかの出版物 (Juliantara ed. [2000], Juliantara [2002], Suhartono et al. [2000], Wijaya et al. [2000], Mubyarto et al. [2000]) など参照。また、参加型開発を摸索しているNGO・研究者・政策立案者らのネットワークである「住民参加促進フォーラム」(Forum Pengembangan Partisipasi Masyarakat: FPPM) が定期発行している雑誌『ルスン』(Lesung) やFPPMのホームページ (<http://www.fppm.org>) には、行政村改革に関連した各地での取り組みが取り上げられている。FPPMのホームページから『ルスン』のダウンロードも

可能である。

- (3) 本章で事例として取り上げたタナ・トラジャ県に関する記述は、主として筆者が2001年12月から2002年9月までタナ・トラジャ県を中心とする南スラウェシ州で実施したフィールドワークの成果に基づくものである。なお、このフィールドワークはトヨタ財団の助成により可能となった。記して感謝申し上げたい。
- (4) 馬淵は、代表的な慣習法学者ファン・フォレンホーフエン (C. van Vollenhoven) による「法共同体」の概念を次のように整理している。つまり、法共同体は自己の(1)行政 (bestuur), (2)財産 (vermogen) および(3)裁判 (rechtspraak) を有することによって特徴づけられるが、すべての法共同体が3者を具備するとはかぎらず、(1)は必須、(2)は多くの場合に見いだされ、(3)はあまり重要ではない、という。馬淵によれば、これは社会経済史学における共同体概念に近いが、焦点がとくに土地に関する共同体規制に置かれているわけではなく、(2)に関しては、土地、灌漑水、祠堂、墓地、会堂、聖物、さては共同体の財政にまでまたがるものであり、そのいずれについて共同体が権利を有するかは場所によって異なるという (馬淵 [1960])。慣習法学者らによる「法共同体」としての概念化が進む一方で、政庁によるデサの合併と行政団体としてのデサの整備が進展していった。19世紀から20世紀初頭のデサが「共同体」的性格をもつものであったのか、「行政村」であったのか、その歴史的 성격については日本語で多くの研究がなされている (植村 [1979] [1988], 加納 [1976] [1990] [1992], 内藤 [1976] [1977a] [1977b] [1979], 岸 [1967], 宮本 [1993])。また、加納 [1991] は植民地期から現在に至るまで根強いデサ共同体論のイデオロギー的側面を検討した論考である。
- (5) スカルノ大統領による1959年大統領布告に基づき、地方政府、地方議会を定めた大統領令 (Penetapan Presiden) 1959年第6号、1960年第5号、1961年第6号を加えることもできる。
- (6) 1965年デサプラジャ法は、その条文内に1979年デサ行政法のような「画一化」の文言を明記してはいないが、内容を検討すると1979年デサ行政法の原形とも思えるような類似点が多数みられる。1965年デサプラジャ法は実施に移されなかったことからあまり注目されていないが、スカルノ期に法令化されたデサプラジャ法とスハルト期の1979年デサ行政法の間にかなる連続性・断絶がみられるのか、検討すべき課題だと思われる。
- (7) たとえば、1974年から1986年にかけて行政村数が極端に増加している西スマトラ (5.7倍)、ジャンビ (12倍)、南スマトラ (5.7倍)、ベンクルー (17.5倍)、南カリマンタン (3.5倍) の同時期の人口増加率はそれぞれ、1.29倍、1.68倍、1.5倍、1.76倍、1.33倍であり、インドネシア全体の人口増加率である1.35倍よりも低いものもある。逆に、この時期、最も人口増加の激しかったラ

- ンブン（2.73倍）や東カリマンタン（1.94倍）における行政村数の増加率はそれぞれ1.26倍、0.99倍となっている。以上の数値が示すように、行政村の増減は人口の増減によるものではないことは確かである。
- (8) リアウ州の村落分割政策は、1979年デサ行政法の制定に先立つ1976年に、リアウ州で出された村落分割（pemekaran desa）に関する法令に基づき実施されたものだという。1974年地方行政基本法の制定後、西スマトラ、北スマトラ、リアウなど幾つかの州では、1979年デサ行政法の制定に先立ち、すでに末端の村落行政を整備する方向に徐々に動き出していた（Kato [1989: 99]）。
- (9) インプレス・デサは「バンデス」（Bantuan Desa、村落補助金の略）とも呼ばれる。インプレス・デサにかわり、1999/2000年度および2000年度には「デサ・クルラハン開発補助金」（Dana Pembangunan Desa/Kelurahan: DPD/K）が中央政府から各村に支給された。プログラムの内容や各村への支給額はインプレス・デサとほぼ同様であるが、DPD/Kでは開発事業自体への補助ではなく、行政村による開発・行政の運営能力の向上を目的とした支出——村役場の設備・備品費、会議費、研修費など——が中心となった（Departemen Dalam Negeri [1999a] [1999b]）。2001年度からは地方分権化の実施に伴い、DPD/Kは廃止され、村落補助金プログラムの実施如何は、各県政府により定められることとなった。
- (10) ジャワのデサをモデルとしていることから、これらの画一化は「ジャワ化」とも呼ばれるが、ジャワのデサにとっても——確かに他地域よりはそれまでの制度との親和性は高かったとしても——、内務省からの細かい規定に基づいた機構や業務のほとんどは1979年デサ行政法により新しく導入されたものであった。
- (11) ギーは、オランダ時代の法令における自治概念である「内政」（huishouding）と「日常行政」（uitvoering）が独立後もインドネシアの法令に受け継がれていると指摘している（Gie [1993: 60, 106]）。1948年地方政府基本法以来、地方政府の権限には一貫して「内政を（統治し）処理する権利」という表現が使われている。1974年地方行政基本法も、「地方自治」（Otonomi Daerah）を「内政を統治し処理する権利、権限、義務」と規定している（傍点引用者）。また、クルラハンの場合は「内政処理権」も、デサがもつ「内政実施権」ももたない。つまり、デサは、地方自治体ではないが、クルラハンのような完全なる末端行政機関でもなく、擬似自治体的なものとして位置づけられているといえる。なお、1979年デサ行政法には「村落自治」（otonomi desa）という言葉は一度もでてこない。
- (12) 1990年に当選したジャワ島K村のデサ長の話では、住民選挙に先立ち、県で筆記試験と面接があり、合格者のみが住民選挙に臨めたという。筆記試験では、パンチャシラ（建国五原則）、歴史などに関する問いがあり、面接で

は、県の社会政治、法律、村落開発、行政の各部局の役人が面接官であったという。

- (13) 「社会の強韌性」(Ketahanan Masyarakat) は、スハルト政権下の国防のキーワードといえる「国家強韌性」概念につながる考え方である。LKMD は、デサ／クルラハン政府を助け、開発への住民参加を動員する組織であり、開発の達成に向け、社会が障害や課題を乗り越える能力をもち、強韌さ (keuletan) と強固さ (ketangguhan) を備えることを目的としている (内務大臣決定1984年 第22号)。LMD がデサだけに設置されたのに対し、LKMD はデサだけではなくクルラハンにも設置された。国家強韌性の概念については、Lembaga Ketahanan Nasional [1999: 55-121] を参照。ポスト・スハルト期におけるLKMD 再編の動きについては島上 [2002: 56-61] を参照。
- (14) ジャワ農村における、これらの官製組織の組織化の状況については島上 [2001] 参照。
- (15) 1979年デサ行政法制定の約3カ月後に、クルラハンの設置と組織機構を定める内務大臣令および内務大臣決定がまず出されていることは、クルラハン設置構想がデサよりも先立っていたことを物語っている。デサの設置と組織機構を定める内務大臣令・内務大臣決定が出されるのは、法制定から13カ月あまり経過した1981年1月のことである。
- (16) クルラハンの設置条件には、人口、面積、位置、インフラ整備状況、社会文化、生業など住民の生活の特徴、があげられている。デサの設置条件も項目はクルラハンとほぼ同様である。いずれも条件は抽象的な表現であり、人口規模以外、数値で示されたものはない。
- (17) アントローフもこの点について指摘し、1999年地方行政法の基本的な考え方は、内務大臣決定1999年第64号により後退し、県令にはさらに後退する中央集権的な内容を含むものが多いことを指摘している。また、内務大臣決定は、国会での審議を必要としない、行政当局による決定であることの問題点も指摘している (Antlov [2000])。その後、内務大臣決定1999年第64号は、2001年11月に出された「デサの規定に関する一般手引に関する政令2001年第76号」により、無効となる。現在、政令2001年第76号に基づき、13種に及ぶ一般手引が内務大臣決定の形で準備されている。
- (18) 王族層の場合は、名前をみるだけでその身分がおおよそ判断できる。また、同等の身分同士の婚姻が奨励され、とくに女性は下の身分の男性と結婚することは現在もタブー視されていた。
- (19) タンディリンティンは、この地域差をトラジャの歴史 (神話) と関連づけながら説明している (Tangdilintin [1975: 12-15])。
- (20) サロアンは「仕事に対する報酬・補償」を意味するサロ (saro) に由来し、同一地区に居住し、相互扶助を行う集団といわれている (Nooy-Palm [1979:

95])。筆者の聞き取りでは、サロアンを、相互扶助を行う地縁集団と説明する人が多かったが、フォルクマンは、サロアンはそもそもトンコナンと構成メンバーのほぼ重なる親族集団であったものが、婚姻や養子縁組や転入などにより地縁集団の側面を帯びるようになったものだとしている (Volkman [1985: 79-82])。メロツ、ブア、プナニアンはそれぞれ儀礼に関連する名称に由来した「儀礼共同体」とみることができる (Nooy-Palm [1979: 60-62], Bigalke [1981: 22-23], 山下 [1988: 109, 144])。トンドッは、「居住地」を凡そ意味する言葉で、数個の家々の固まりからなる小集団から、より規模の大きな集団まで、意味範囲の広いものとされる (Volkman [1985: 22-23])。ビガルケはトンドッをオランダ軍侵攻以前にトラジャに存在した大小さまざまな村 (あるいは首長国) と同義に使っている (Bigalke [1981: 119])。レンバンは「船」を意味し、トラジャの祖先がサダン川を船に乗って遡ってきたという伝承から、村あるいは首長国を意味するといわれる (山下 [1975: 42])。タンディリンティン、トラジャの慣習行政機構を上からレンバン、ブア、プナニアン、テポ・パダン (サロアン) の順に階層構造をなすものと整理しているが、聞き取りによるかぎり、これがすべての地域に当てはまるわけではない (Tangdilintin [1975: 156-160])。

- (21) 筆者が聞き取ったかぎりでは、人々は当時の32のディストリクトをディストリクトもしくはレンバンと呼んでいた。ただし、フォルクマンによれば、県北部のセセアン郡ではブアと呼ばれていたようである (Volkman [1985: 31])。
- (22) ただし、1976~78年にメンケンデック郡で調査をした山下によれば、1979年デサ行政法制定以前にあたる当時、行政村はデサと呼ばれていたという (山下 [1988: 102])。いつごろからタナ・トラジャ県においてデサという用語が使われるようになったのか、聞き取りから確認することはできなかった。
- (23) なかでも西スマトラ州におけるナガリの復興はこれらの動きの先陣を切るもので、最も注目を集めている。ナングロ・アチュ・ダルサラーム州におけるガンボン復興は、ナングロ・アチュ・ダルサラーム州特別自治法に基づくものである (Latief [2002])。サンガウ県におけるカンブンは、特定の民族の慣習復興ではなく、ダヤック、ムラユ、華人ら多民族が共存できる形が地元 NGO であるパンチュール・カシ (Pancur Kasih) らのファシリテーションのもと、模索されているという。
- (24) 本章では、県議会議員、県知事、NGO 代表などによる、公的と思われる発言・活動に関しては、匿名とせず、敬称も省略した。
- (25) この「地方自治に向けた議員強化ワークショップ」は2000年から2002年にかけて、タナ・トラジャ県の他、西ジャワ州ガルット県、中スラウェシ州ドンガラ県、西カリマンタン州サンガウ県で実施された。このワークショップ

の手法や参考配布資料などは Fauzi & Zakaria [2000] として出版されている。また、このワークショップに関与した NGO 活動家、地元 NGO らで、互いの情報交換と学びあいを進める「土地・村落改革のためのサークル」(Lingkar Pembaruan Desa dan Agraria: KARSA) が結成されている。

- (26) スハルト政権下、「慣習社会」は文化政策の対象として「カタログ化」し国民文化に取り込むか、開発政策の対象として近代化をはかるべき対象と見なされていたといえる。スハルト政権下、進められた社会省による「疎外社会」(Masyarakat Terasing) プログラムは後者の一例である (Koentjaraningrat et al [1993])。「疎外社会」プログラムは、地理的・社会文化的に孤立し、開発の遅れた「疎外社会」を補助・育成し、「疎外」状況の解消をめざしたもので、焼畑や海上生活を基本とする人々の陸地への定住化事業などが実施された。以上のような状況下にあった「慣習社会」が、とくにスハルト退陣後、政治的な力をもちはじめた力学を分析したものとして Li [2000] [2001] 参照。
- (27) スサントラ慣習社会会議は、13の NGO および慣習社会組織のネットワーク—— AMA Kalbar (西カリマンタン慣習社会連合), Baileo Maluku, Bioforum, INFID (インドネシアの開発に関する国際 NGO フォーラム), JATAM (鉱山問題ネットワーク), JAGAT (東ヌサトゥンガラ慣習社会運動ネットワーク), JKPP (参加型地図作りネットワーク), JAPHAMA (慣習社会権利擁護ネットワーク), Jaring PELA (海洋・海岸ネットワーク), KPA (土地改革コンソーシウム), KPSHK (民衆林制度支援ネットワーク), KoPenMA-Irja (イリアン・ジャヤ慣習社会強化コンソーシウム), WALHI (インドネシア環境フォーラム) ——が実行委員会を結成して組織された。この第1回スサントラ慣習社会会議の内容は Kartika & Gautama ed. [1999] として出版されている。2002年に配布された AMAN のハンドブックには、全国各地から計37の慣習社会連合がメンバーとして名を連ねている (AMAN [n.d.])。
- (28) 2001年に出された「土地改革と自然資源管理に関する国民協議会決定第10号」は、これまで土地問題に携わり「反体制」と見なされてきた土地改革コンソーシウムなどの NGO の提言がかなりとりいれられた成果である (KRHN & KPA ed. [1998])。また、FPPM は1999年地方行政法の改正に対する提言書を作成・出版している (FPPM [2001])。
- (29) Suryadi & Julmansyah [2001] は、西ヌサトゥンガラ州スンバワ県における、村議会に関する県令の制定過程にいかに関与したかに関与したかを克明に記録している。
- (30) たとえば、筆者は、行政村改革を管轄する内務省住民エンパワーメント育成総局 (Ditjen Bina Pemberdayaan Masyarakat) でインタビューを試みた際、担当課長から、「個人的に」関わっているという NGO ネットワークと

してFPPMを紹介された。担当課長はFPPMのネットワークやメーリングリストを通じて、注(17)で触れた政令2001年第76号草案に対する意見を求めるなど、積極的にNGOとの連携を図ろうとしていた。NGOネットワークを通じ、政令の草案が、地方政府に届く以前に地元NGOの手に渡っていたことは印象的であった。

- (31) ソンボリンギは、県南部のサンガラ首長国の王プアン・サンガラを祖父にもち、母方は県北部マダンダンの有力家系の出身である。デンウバは第4節で取り上げるナンガラの最も裕福といわれる有力家系の出身である。また、今回のレンバン合併に至るまで、ソンボリンギは1980年代からマダンダンのデサ長、デンウバはナンガラのデサ長を務めていた。
- (32) 「慣習社会」は「特定の地理的領域において先祖代々の起源をもつとともに、独自の地域と、価値、イデオロギー、経済、政治、文化、社会システムをもつ住民の集まり」として定義づけられた(Badan Eksekutif WALHI [1998])。
- (33) 行政村改革という点ではとくに、1998年1月からフォード財団インドネシア事務所においてローカル・ガバナンス・プログラムの担当者となったハンス・アントロフの役割が大きい。FPPM、KARSAをはじめ、行政村改革に関わるさまざまなプログラムがフォード財団の助成によるものである。アントロフ自身、インドネシア村落研究に携わっている研究者であり、村落政治に関する著作も多い。
- (34) 階層間の異なる婚姻が進み(男性が自分よりも身分の低い女性と結婚することは逆の場合ほどタブー視されない)、純粋な王族・貴族は現在では存在しないといわれるが、人々のなかではかなり明確なランク分けがなされていた。
- (35) 筆者が比較的長期のフィールドワークを実施したジャワ島では、ほとんどの県で、村議会メンバーは住民の直接投票選挙によって選出され、改革の目玉として位置づけられていた。NGOも村議会の強化を村レベルの民主化の柱と見なし、村議会議員を対象とした研修モジュールが国際援助機関などの助成により、次々と作られている(Haryo & Godril [2002], Fauzi et al. [2002], SANLIMA [2002], Saragi et al. [2002])。南スラウェシ州での聞き取りによれば、2002年8月段階で村議会の設置が完了していた20県中、6県が「協議・全会一致による合意」方式、13県が「住民による直接選挙」方式をとっていた。残りの1県では両者が併用されていた。「協議・全会一致による合意」方式をとった県の担当者はその理由として、これがインドネシアの伝統に基づいた民主主義であること、直接選挙は費用がかかりすぎるなど、などをあげていた。
- (36) 元郡長で現在県の課長に昇進したB氏は、ほんの数年前に自らが分割を推進した村々に合併話をもっていくことは、気が重く嫌だった、と話していた。

合併が推進されていた当時、県の集まりなどでは、どこの郡がまだ合併が完了していないか尋ねられ、郡長らは競い合うかのように合併問題に取り組みざるをえなかったという。

- (37) 1979年デサ行政法下においても、今回の県令においても、「人口2500人もしくは500世帯」と規定されていることがミソだ、と幾人かの郡長から耳にした。「世帯」であれば、結婚してさえいれば1世帯と計算できることから、たとえ同居していてもそれぞれ独立世帯として数えることにより、かなりの融通がさく。2500人は難しくとも500世帯の条件を満たさせることは比較的容易なのだという。
- (38) ワークショップ参加者による整理によれば、「法共同体」とは固有の機構 (susunan asli) をもつ組織であり、「統一慣習地域」とは慣習 (固有の機構) にみられる特徴を含む) を共通とする地域だという。
- (39) ノーイ・パームによれば、コンボンガン・カルアは、姦通など婚姻に関わるさまざまな罪に対する罰を定める際に開かれたり、重要なトンコナンの継承者 (To Pareng) を選ぶ際に開かれたりするという (Nooy-Palm [1979: 35, 53])。AMAN 結成後、WALDA/AMAT は、サンガラ、マダンダン、ナンガラなどですでにコンボンガン・カルアの実施を促進しはじめている。この際のコンボンガン・カルアでの議題は、住民の道徳・価値意識の低下、賭博などの社会問題についてであった。
- (40) このワークショップのファシリテーターは、ミナンカバウ出身で、インドネシア大学で人類学講師を務めた後、現在、AMAN, JAPHAMA, INSIST (社会変容研究所) などの NGO で慣習社会の権利回復、土地改革、村落改革などに関わる調査、発言、ワークショップでのファシリテーションを続けているヤンド・ザカリアが務めていた。ザカリアの発言や活動は、1999年地方行政法制定以降の慣習復興の動きに無視できない影響を与えている。村落政策に関わるザカリアの立場を表したものとして Zakaria [2000, 2002], Zakaria et al. [2001] を参照。
- (41) この視点は、本書第5章で提示する「ミュータントとしての固有性」につながる視点だといえる。
- (42) トラジャの儀礼における肉の分配と社会秩序と権力構造については山下 [1988: 205-221] 参照。
- (43) たとえば、WALDA の代表であるソンボリング=デンウパ夫妻の長男 (30歳代) は妻の家系の位置するデサでデサ長を務めていたが、レンバンへの再編後、再選された。次男 (30歳代) はソンボリングの後を継ぐ形で、マダンダンで立候補し当選した。両者の立候補に際しては、各地の親族から立候補依頼が入り、親族会議が開かれていた。
- (44) ソンボリングは、「下からの改革」を進めようとしたインドネシア共産党が

多くの犠牲を伴った例をあげ、「下からの民主化」の困難さを筆者に説明した。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 植村泰夫 [1979] 「ジャワの共同占有の解体をめぐる」(『東洋史研究』第38巻第4号)。
- [1988] 「十九世紀後半～二十世紀初頭ジャワ・マツラのデサ首長の社会的地位をめぐる」(『東洋史研究』第47巻第3号)。
- 加納啓良 [1976] 「デサ共同体に関する一考察—『現地人土地権調査最終提要』を素材に—」(『アジア研究』第22巻第4号)。
- [1990] 「ジャワ村落史の検証—ウンガラン郡のフィールドから—」(『東洋文化研究所紀要』第111冊)。
- [1991] 「共同体の思想—ジャワ村落論の系譜」(土屋健治編『講座 東南アジアの思想』弘文堂)。
- [1992] 「『地代』制度導入期ジャワ農村の『耕作者』像—マラン県『詳細査定簿』の分析—」(『東洋文化研究所紀要』第118冊)。
- 岸幸一 [1967] 「ジャワの村落組織についての覚書—デッサとカルラハンについて—」(『東洋文化』43)。
- 島上宗子 [2001] 「ジャワ農村における住民組織のインボリューション—スハルト政権下の『村落開発』の一側面—」(『東南アジア研究』第38巻第4号)。
- [2002] 「『改革の時代』とジャワ農村—政府・住民関係の動態的研究—」(平成11年度次世代フェロシップ研修報告書) 国際交流基金アジアセンター。
- 内藤能房 [1976] 「『ジャワ・マドゥラにおける原住民土地権調査最終提要』全三巻について」(『一橋論叢』第78巻第3号)。
- [1977a] 「十九世紀ジャワの『土地占有形態』再考—ジャワ村落の歴史的 성격に関する一考察—」(『アジア研究』第24巻第1号)。
- [1977b] 「十九世紀中葉のジャワ村落における賦役遂行—ジャワ村落の歴史的 성격に関する一考察—」(『一橋論叢』第78巻第3号)。
- [1979] 「十九世紀中葉のジャワ村落と村落運営について—植民地行政との関連において—」(『アジア研究』第25巻第3・4合併号)。
- 馬淵東一 [1960] 「インドネシア慣習法共同体の諸相」(岸幸一・馬淵東一編『インドネシアの社会構造』アジア経済研究所)。
- 宮本謙介 [1993] 『インドネシア経済史研究—植民地社会の成立と構造—』ミネル

ヴァ書房。

山下晋司 [1988] 『儀礼の政治学—インドネシア・トラジャの動態的民族誌—』 弘文堂。

〈外国語文献〉

- Aliansi Masyarakat Adat Nusantara [n.d.] *Buku Panduan Umum Bagi Pengurus, Anggota dan Pendukung AMAN: Menyatukan Gerak Langkah Menuju Kedaulatan Masyarakat Adat* [AMANの役員・会員・支援者のためのハンドブック：慣習社会の主権確立に向けた歩みの統一], Jakarta.
- Antlov, Hans [2000] “Village Governance: Past, Present, and Future,” paper presented at Seminar International Dinamika Politik Lokal di Indonesia: Perubahan, Tantangan dan Harapan [国際セミナー「インドネシアにおける地方政治のダイナミクス：変化、課題、そして希望」] 3-7 July 2000, at Hotel Sheraton, Yogyakarta.
- Badan Eksekutif WALHI [1998] *Reformasi di Bidang Pengelolaan Lingkungan Hidup* [環境管理における改革], Jakarta: WALHI.
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Tana Toraja [2001] *Tana Toraja Dalam Angka 2000* [2000年タナ・トラジャ県統計年報], Tana Toraja.
- BAPPEDA Kabupaten Tana Toraja [2001] *Laporan Akhir Identifikasi Potensi dan Evaluasi Lahan Kecamatan Tondon Nanggala* [トンドン・ナンガラ郡の土壤評価調査報告書], Tana Toraja.
- Benda-Beckmann, Franz and Keebet [2001] “Recreateing the Nagari: Decentralization in West Sumatra,” Working Paper No. 31, Halle/Saale: Max Planck Institute for Social Anthropology.
- Bigalke, Terance W. [1981] “A Social History of “*Tana Toraja*” 1870–1965,” Ph. D. Dissertation, University of Wisconsin, Madison.
- Departemen Dalam Negeri [1999a] *Pedoman Umum Dana Pembangunan Desa/Kelurahan Tahun 1999/2000* [デサ・クルラハン開発補助金一般手引].
- [1999b] *Petunjuk Pelaksanaan Dana Pembangunan Desa/ Kelurahan Tahun Anggaran 1999/2000* [デサ・クルラハン開発補助金実施細則].
- Fauzi, H. Imron et al. [2002] *Modul Pelatihan Demokratisasi dan Pembentukan BPD* [村議会結成と民主化の研修モジュール], Proyek Nusa Tenggara, Mataram: GTZ and Indonesian Government.
- Fauzi, Noer and R. Yando Zakaria [2000] *Men-siasat-i Otonomi Daerah: Panduan Fasilitasi Pengakuan dan Pemulihan Hak-hak Rakyat* [地方自治を攻略する：人々の権利の認知と回復のためのファシリテーションの手引], Yogyakarta: KPA and INSIST Press.

- FPPM [2001] *Usulan Naskah Akademik Rancangan Undang-undang Prakarsa/Rancangan Undang-undang Inisiatif tentang Perubahan Undang-undang Republik Indonesia Nomor 22 Tahun 1999 Yang Berkaitan dengan Desa* [行政村に関連した1999年地方行政法改正に関する法案・学術提言書], Jakarta: FPPM.
- Gie, The Liang [1994a] *Pertumbuhan Pemerintahan Daerah di Negara Republik Indonesia Jilid I, Edisi Kedua (Diperlengkap)* [インドネシア共和国における地方行政の発展・第1巻, 第二版<増補版>], Yogyakarta: Liberty.
- [1994b] *Pertumbuhan Pemerintahan Daerah di Negara Republik Indonesia Jilid II, Edisi Kedua (Diperlengkap)* [インドネシア共和国における地方行政の発展・第2巻, 第二版<増補版>], Yogyakarta: Liberty.
- Haryo and Godril [2002] *Modul Pelatihan dan Pengembangan Badan Perwakilan Desa* [村議会研修モジュール].
- JAPHAMA [1998] *Kumpulan Makalah Konvensi Masyarakat Adat Ambon* [アンボン慣習社会会議講演集].
- Juliantara, Dadang [2002] *Pembaruan Desa: Bertumpu pada Yang Terbawah* [村落改革: 最も下に根ざして], Yogyakarta: LAPPERA.
- ed. [2000] *Arus Bawah Demokrasi: Otonomi dan Pemberdayaan Desa* [民主主義の底流: 村落自治とエンパワーメント], Yogyakarta: LAPERA.
- Julmansyah and Suhardi Suryadi [2001] *Partisipasi Politik Masyarakat dalam Pengembangan Demokrasi: Kasus Legislasi Peraturan Daerah tentang Badan Perwakilan Desa di Kabupaten Sumbawa* [民主主義の展開における住民の政治参加: スンバワ県における村落議会に関する県条例制定の事例], Yogyakarta: Pustaka Pelajar.
- Kabupaten Tana Toraja [2001] *Sejarah Singkat Kabupaten Tana Toraja* [タナ・トラジャ県略史], Makale: Kabupaten Tana Toraja.
- Kartika, Sandra and Candra Gautama ed. [1999] *Menggugat Posisi Masyarakat Adat terhadap Negara: Prosiding Sarasehan Masyarakat Adat Nusantara* [国家に対し慣習社会の権利を要求する: ヌサントラ慣習社会会議議事録], Yogyakarta: Pustaka Pelajar.
- Kato, Tsuyoshi [1989] “Different Fields, Similar Locusts: Adat Communities and the Village Law of 1979 in Indonesia,” *Indonesia*, 47.
- KRHN and KPA ed. [1998] *Usulan Revisi Undang-undang Pokok Agraria; Menuju Penegakan Hak-hak Rakyat atas Sumber-Sumber Agraria* [土地基本法改正案: 土地資源に対する民衆の権利確立に向けて], Jakarta and Bandung.
- Latief, H. Abdul Halim Usman [2002] “Pemungisian Lembaga Lokal dalam Proses Formulasi Kebijakan di Tingkat Desa: Studi Kasus di Provinsi Nanggroe Aceh

- Darusalam” [村レベルでの政策形成過程における地域組織の活用：ナングロ・アチエ・ダルサラーム州の事例], paper presented at Forum V Forum Pengembangan Partisipasi Masyarakat [住民参加促進フォーラム第5回会合] 3-6 Juni 2002, at Hotel Denai Bukittingi, West Sumatera.
- Lembaga Ketahanan Nasional [1999] *Kewiraan Untuk Mahasiswa* [大学生のための国防], Jakarta: Gramedia.
- Li, Tania Murray [2000] “Articulating Indigenous Identity in Indonesia: Resource Politics and the Tribal Slot,” *Comparative Studies in Society and History*, 42 (1), pp. 149-179.
- [2001] “Masyarakat Adat, Difference, and the Limits of Recognition in Indonesia’s Forest Zone,” *Modern Asian Studies*, 35 (3), pp. 645-676.
- Mubyarto et al. [2000] *Otonomi Masyarakat Desa: Perspektif “Orang Daerah” dan “Orang Desa” di Enam Desa Jawa-Bali* [村落住民自治：ジャワ・バリの6か村における「地方（政府）の人間」と「村人」の見方], Jakarta: FPPM.
- Nooy-Palm, Hetty [1979] *The Sa’dan-Toraja: A Study of their Social Life and Religion I Organization, Symbols and Beliefs*, Leiden: Koninklijk Institute voor Taal-, Land- en Volkenkunde,
- PPLH-UGM [2001] “Konservasi Lansekap Kultural Tana Toraja: Studi Kasus Kawasan Adat Lembang Nanggala, Kecamatan Tondon Nanggala, Kabupaten Tana Toraja” [タナ・トラジャ文化景観保全：タナ・トラジャ県トンドン・ナンガラ郡ナンガラ慣習村の事例], *Final Report: Toraja Demo Project: Community Development in Natural and Cultural Heritage Conservation of Tana Toraja South Sulawesi*, Yogyakarta: Pusat Penelitian Lingkungan Hidup- Universitas Gajah Mada.
- SANLIMA [2002] *Modul Pelatihan “Pengembangan Parlemen Desa”* [「村議会の発展」研修モジュール], Kupang: Yayasan Peduli Sesama.
- Saragi, Tumpal P. et al. [2002] *Membangun Demokrasi Bersama Masyarakat: Modul [人々とともに民主主義をつくる：モジュール]*.
- Schulte Northolt, Nico G. [1987] “From LSD to LKMD: Participation at the Village Level,” in Philip Quarles van Ufford ed., *Local Leadership and Programme Implementation in Indonesia*, Amsterdam: Free University Press, pp. 47-63.
- Suhartono et al. [2000] *Parlemen Desa: Dinamika DPR Kalurahan dan DPRK Gotong Royong* [村議会：カルラハン議会とゴトン・ロヨン・カルラハン議会の力学], Yogyakarta: LAPERA.
- Tangdilintin, L.T. [1975] *Toraja dan Kebudayaannya* [トラジャとその文化], Ujung Pandang: Kantor Cabang II Lembaga Sejarah & Antropologi.
- Volkman, Toby Alice [1985] *Feasts of Honor: Ritual Change in the Toraja Highlands*,

- Urbana and Chicago: University of Illinois Press.
- Warren, Carol [1990] “The Bureaucratization of Local Government in Indonesia,” Working Paper 66, Clayton: Centre of Southeast Asian Studies, Monash University.
- WALDA-AMAT [2000] *Draft Rapat Kerja Masyarakat Adat Tana Toraja* [タナ・トラジャ慣習社会運営会議草案].
- Widjaja, HAW. [2001] *Pemerintahan Desa/Marga Berdasarkan Undang-undang Nomor 22 Tahun 1000 tentang Pemerintahan Daerah* [1999年地方行政法に基づくデサ／マルガ行政], Jakarta: PT. RajaGrafindo Persada.
- Wijaya, Angger Jati, et al. [2000] *Reformasi Tata Pemerintahan Desa Menuju Demokrasi* [民主主義に向けた村落行政改革], Yogyakarta: YAPIKA dan Forum LSM DIY.
- Zakaria, Yando R. [2000] *Abih Tandeh: Masyarakat Desa di Bawah Rejim Orde Baru* [アビー・タンデー：新秩序政権下の村落社会], Jakarta: ELSAM.
- [2002] “Pemulihan Kehidupan Desa dan UU No. 22 Tahun 1999” [村の活力再生と1999年地方行政法], Makalah Pertemuan Forum VI, FPPM.
- Zakaria, Yando R. et al. [2001] *Men-siasat-i Otonomi Daerah Demi Pembaruan Agraria* [土地改革のために地方自治を攻略する], Bandung: KPA
 タナ・トラジャ県議会議事務局資料。
 南スラウェシ州統計局資料。